

電気通信事業分野における市場検証(令和3年度) 年次レポートについて

令和4年9月16日
総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課

I 電気通信事業分野における市場検証の概要

II 電気通信事業分野における市場動向の分析結果

- ① 移動系通信市場を巡る市場環境の変化の影響(重点的検証項目)
- ② 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響(重点的検証項目)
- ③ 移動系通信市場
- ④ 固定系通信市場
- ⑤ 法人向けサービスの実態把握
- ⑥ 研究開発競争の状況把握

III 電気通信事業者の業務の適正性等の確認結果

- ① 客観的・定量的なデータに基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証(重点的検証項目)
- ② MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱い、接続の業務に関し知り得た情報の管理の実態の把握(重点的検証項目)
- ③ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認(固定系)
- ④ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認(移動系)
- ⑤ NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認

IV 今後取り組むべき課題等

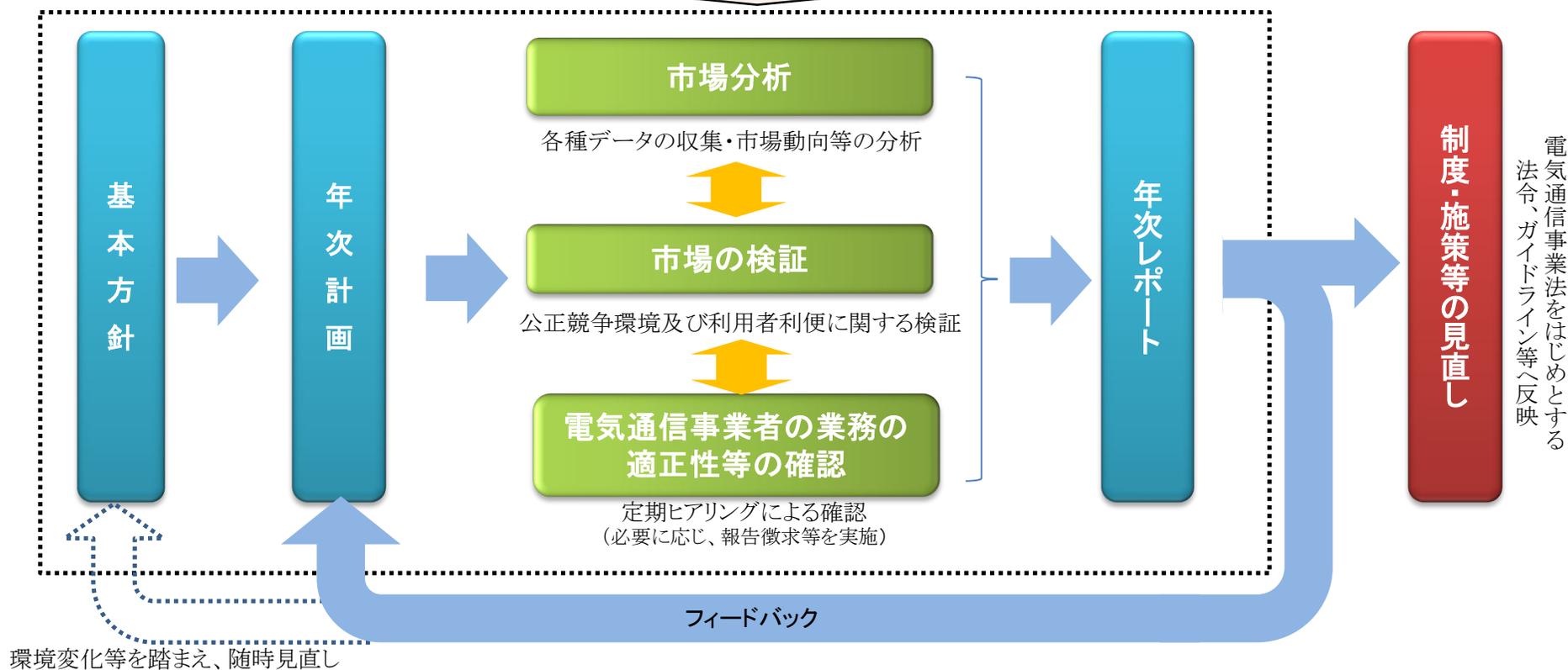
Ⅰ 電気通信事業分野における市場検証の概要

- 市場動向の分析・検証及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認を一体的に行う市場検証を実施（2016年度～）。

電気通信事業分野における市場検証プロセス

電気通信市場検証会議

客観的かつ専門的な見地からの助言



電気通信事業分野における市場動向の分析

変化の激しい電気通信事業分野における公正競争を確保し、利用者利便を確保するためには、市場の動向を的確に把握・分析し、政策展開に反映することが重要。

以下の各項目について、電気通信事業報告規則に基づく報告内容や事業者・利用者アンケートの結果等に基づき、定量的・定性的な観点から分析。

検証対象市場に係る競争状況等の分析

		サービス範囲	地理的範囲	
移動系通信	小売市場	移動系通信市場	全国	
		携帯電話向け通信サービス市場 通信モジュール市場		
	卸売市場	移動系通信市場 携帯電話向け通信サービス市場 通信モジュール市場	全国	
固定系通信	データ通信	小売市場	固定系ブロードバンド市場	ブロック別
			固定系超高速ブロードバンド市場 FTTH市場	
	音声通信	卸売市場	ISP市場	全国
			FTTH市場	ブロック別
		小売市場	固定電話市場 050-IP電話市場	東西 全国

※ 市場画定については、需要の代替性を踏まえて画定。必要に応じて見直し(現行の画定は2021年度より継続)。

法人向けサービスの
実態把握

研究開発競争の状況の
把握

電気通信事業者の業務の状況等の確認

規制の実効性を確保するためには、定期的・継続的に情報収集を行い、電気通信事業者の事業運営を確認し、業務の健全性や適正性に係る問題の早期発見、改善の取組を推進していくことが重要。

以下の各項目について、定期的にアンケート・ヒアリング等を実施するとともに、定量的・客観的なデータに基づき、禁止行為規制や公正競争条件の遵守状況等を確認。

市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認(固定系)
 ※NTT東西のサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等の確認も含む

市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等(移動系)

NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認
 ※「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」に基づく対応状況等の確認も含む

重点的検証について

上記の定点的な検証項目のうち、より詳細な手法で検証する必要のある特定の項目や、特に集中的に検証する必要のある特定の項目、直近の電気通信事業分野における環境変化等を踏まえ留意して検証すべき項目について、重点的検証の対象と位置づけ、検証を実施(重点的検証の対象については、各年度の年次計画において定めている。)

II 電気通信事業分野における市場動向の分析結果

移動系通信市場を巡る市場環境の変化の影響

- 移動系通信市場を巡る市場環境の変化の影響に関して、利用者アンケートを通じて、各事業者のサービス間での顧客の移動の状況、各事業者のサービス間の代替性に係る認識、サービス選択時の理由・サービスを切り替えない理由についての検証を行った。
- まず、各事業者のサービス間での顧客の移動の状況に関しては、MNO3社の旧来のサービスの利用者が同一事業者内の廉価な新しいサービスに切り替える動きが多くみられた。一方、楽天モバイルは、MNO3社の旧来のサービスから切り替えた利用者が最も多く、次いで同一事業者内、他のMVNOからの順で切り替えが多かった。また、MNO3社の旧来のサービスからMVNOへ切り替える利用者も一定程度存在していた。このことから、MNO3社の廉価プランの提供開始や楽天モバイルのMNO参入が、MNO3社の旧来のサービスの利用者の切り替え先として機能することにより、楽天モバイルを含むMNO間の競争のみならず、MVNOの顧客獲得にも影響を与えたことがうかがえる。
- また、各事業者のサービス間の代替性に係る認識に関しては、MNO間やMVNO間での競争だけでなく、MNO・MVNO間の競争も行われていることがうかがえる。特に、楽天モバイルは、幅広い事業者のサービスについての代替先となっており、様々な事業者のサービスとの間で一定程度の代替性が存在することがうかがえる。
- サービス選択時の理由・サービスを切り替えない理由に関しては、携帯電話サービスの選択に当たっては、当然に価格は重要な考慮要素となっているが、通信品質等も主要な考慮要素となっており、より安い携帯電話サービスが存在しても、通信品質等を重視し、現在利用している携帯電話サービスを利用し続けている者が一定程度存在することがうかがえる。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を確認するため、利用者アンケートを通じて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、携帯電話サービスや固定インターネットサービスの契約を何らかに変更したかについて確認した。その結果、新型コロナウイルス感染症の拡大により、世帯年収への影響を通じて、携帯電話サービスの契約状況にも、一定程度影響が生じていることや、世帯年収が減少していても、生活習慣等に生じた変化を受けて、新たに固定インターネットサービスを契約するなど、固定インターネットサービスの契約状況にも、一定程度影響が生じていることがうかがえる。
- また、携帯電話サービスや固定インターネットサービスに関する認識・行動等において、何らかの変化が生じたかについて確認した。その結果、新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活習慣等に生じた変化を通じて、通信サービスに求める通信品質にも、一定程度影響が生じていることがうかがえる。
- 加えて、事業者アンケートを通じて、新型コロナウイルス感染症による事業への影響を確認したところ、影響が生じているとする回答及び生じていないとする回答のいずれも、それぞれ多数みられた。具体的には、固定系通信や移動系通信の分野において、需要が増大又は減少する影響が生じたとする回答がみられたものの、実際のところ、各事業者のシェアが大きく変動している事実はない。また、営業活動や業績、競争状況に関しては、営業活動への影響が生じ、それを通じて業績に影響が生じたとする回答がみられた一方で、そうした影響は、同業他社も同様であるため、競争状況への影響は限定である又は影響はないとする回答がみられた。
- このように、利用者における通信サービスの利用意向等の変化を通じて、固定系通信や移動系通信の需要に一定程度の影響は生じているものの、当該影響は各事業者に共通していることから、事業者のシェアに影響を及ぼしておらず、競争状況に大きな変化は生じていないものと考えられる。

移動系通信市場(小売市場)

- 移動系通信市場の小売市場について、市場検証基本方針別表1に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、事業者別シェア等を確認したところ、NTTドコモ、KDDIグループ、ソフトバンクのMNO3社の合計シェアが80%を超えている状況は継続している一方、楽天モバイルがMNOとして参入し、2022年3月末時点ではシェアが2.4%となるなど急速に拡大しつつあり、今後、従来のようなMNO3社が市場の大半を占める状況から変化していくと考えられる。
- 市場全体の動向に関する指標として、移動系通信の契約数の推移等を確認したところ、移動系通信の契約数は緩やかに増加し続けており、3Gや4G/LTEの契約数は減少する一方、5Gの契約数は急速に増加している。また、移動系通信のうち、MVNO契約数は、増加率が低下してきているものの、依然として増加を続けている。
- 事業者の動向に関する指標として、事業者数の推移や主要事業者の売上高等を確認したところ、MVNO事業者数は緩やかに増加し続けている。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の契約数について、2021年度においては、MNOは783万の増加(NTTドコモは195万の増加、KDDIグループは215万の増加、ソフトバンクは167万の増加、楽天モバイルは206万の増加)、MVNOは45万の増加となっている。
- 移動系通信市場の小売市場については、緩やかに市場規模が拡大を続ける中、楽天モバイルのMNOとしての参入により、既存の競争状況が大きく変化していく可能性がある。

移動系通信市場(卸売市場)

- 移動系通信市場の卸売市場について、市場検証基本方針別表2に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、最終利用者に提供するMVNOの卸元事業者別シェア等を確認したところ、MNO3社のシェアが80%弱となっており、再卸事業者のシェアは直近では緩やかな減少傾向にある。
- 市場全体の動向に関する指標として、移動系通信の卸契約数の推移等を確認したところ、新規受付停止済のMVNOにおける契約数の減少を主な要因として、卸契約数の総数が減少する場面もみられる。また、MNOの全契約数に占めるMNOの卸契約数の割合の推移について、直近では減少傾向にある。
- 事業者の動向に関する指標として、事業者数の推移を確認したところ、再卸事業者数は横ばい傾向にある。また、MNOの卸契約数に占めるグループ内MVNOへの卸契約数の割合の推移を確認したところ、直近では、13~14%程度を推移し続けている。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の卸契約数の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の卸契約数について、2021年度においては、MNOは67万の増加(NTTドコモは25万の増加、KDDIグループは14万の減少、ソフトバンクは56万の増加)、再卸事業者は0万の減少となっている。
- このように、移動系通信市場の卸売市場については、市場規模が減少に転じる場面もあるなど、市場全体の動向に変化が生じてきている。

携帯電話向け通信サービス市場(小売市場)

- 携帯電話向け通信サービス市場の小売市場について、市場検証基本方針別表1に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、事業者別シェア等を確認したところ、移動系通信市場全体と同様であり、MNO3社の合計シェアが80%を超えている状況は継続している一方、楽天モバイルがMNOとして参入し、2022年3月末時点ではシェアが3.0%となるなど急速に拡大しつつあり、今後、従来のようなMNO3社が市場の大半を占める状況から変化していくと考えられる。
- 市場全体の動向に関する指標として、携帯電話向け通信サービスの契約数の推移等を確認したところ、携帯電話向け通信サービスの契約数は緩やかに増加し続けている。
- 事業者の動向に関する指標として、事業者数の推移を確認したところ、SIMカード型を提供するMVNO事業者数は緩やかに増加し続けている。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の契約数について、2021年度においては、MNOは326万の増加(NTTドコモは36万の増加、KDDIグループは18万の減少、ソフトバンクは103万の増加、楽天モバイルは206万の増加)、MVNOは54万の減少となっている。
- また、利用者アンケートにおいて、現在利用契約している携帯電話サービスが仮に利用できなくなった場合、他のどの事業者のサービスに変更するかを確認したところ、総じて、同一事業者が提供するブランド間での代替性が高くなっていることがうかがえる。また、楽天モバイルは、様々な事業者のサービスとの間で一定程度の代替性が存在することがうかがえる。なお、NTTドコモ、au及びソフトバンクについては、互いに主要な代替先となっていることがうかがえる。
- このように、携帯電話向け通信サービス市場の小売市場については、移動系通信市場全体と同様、緩やかに市場規模が拡大を続ける中、楽天モバイルのMNOとしての参入により、既存の競争状況が大きく変化していく可能性がある。

携帯電話向け通信サービス市場(卸売市場)

- 携帯電話向け通信サービス市場の卸売市場について、市場検証基本方針別表2に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、最終利用者に提供するMVNOの卸元事業者別シェア等を確認したところ、MNO3社のシェアは70%弱となっており、再卸事業者のシェアは直近では緩やかな減少傾向にある。
- 市場全体の動向に関する指標として、携帯電話向け通信サービスの卸契約数(SIMカード型のMVNO契約数)の推移等を確認したところ、新規受付停止済のMVNOにおける契約数の減少を主な要因として、卸契約数の総数が減少する場面もみられる。また、MNOの全契約数に占めるMNOの卸契約数の割合の推移について、直近では減少傾向にある。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の卸契約数の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の卸契約数について、2021年度においては、MNOは37万の減少(NTTドコモは1万の増加、KDDIグループは3万の減少、ソフトバンクは36万の減少)、再卸事業者は17万の減少となっている。
- このように、携帯電話向け通信サービス市場の卸売市場については、市場規模が減少に転じる場面もあるなど、市場全体の動向に変化が生じてきている。

③ 移動系通信市場

通信モジュール市場(小売市場)

- 通信モジュール市場の小売市場について、市場検証基本方針別表1に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、事業者別シェア等を確認したところ、移動系通信市場全体や携帯電話向け通信サービス市場とは異なり、MNO3社の合計シェアが80%を下回っており、各社のシェアの変動は大きく、MVNOのシェアは20%を超えている。
- 市場全体の動向に関する指標として、通信モジュールの契約数の推移等を確認したところ、通信モジュールの契約数は、継続して高い伸びを続けている。
- 事業者の動向に関する指標として、事業者数の推移を確認したところ、通信モジュールを提供するMVNO事業者数は緩やかに増加し続けている。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の契約数について、2021年度においては、MNOは461万の増加(NTTドコモは159万の増加、KDDIグループは237万の増加、ソフトバンクは65万の増加)、MVNOは132万の増加となっている。
- このように、通信モジュール市場の小売市場については、移動系通信市場全体や携帯電話向け通信サービス市場とは異なり、各事業者のシェアの変動が大きく、各社間で顧客獲得を巡る競争が活発に行われていることが推察される。

通信モジュール市場(卸売市場)

- 通信モジュール市場の卸売市場について、市場検証基本方針別表2に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、最終利用者に提供するMVNOの卸元事業者別シェア等を確認したところ、MNO3社のシェアは95%超で推移しており、再卸事業者のシェアは5%未満に留まっている。
- 市場全体の動向に関する指標として、通信モジュールの卸契約数の推移等を確認したところ、卸契約数の総数は増加傾向にある。また、MNOの全契約数に占めるMNOの卸契約数の割合の推移についても、緩やかな増加傾向にある。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の卸契約数の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の卸契約数について、2021年度においては、MNOは122万の増加(NTTドコモは23万の増加、KDDIグループは1万の減少、ソフトバンクは100万の増加)、再卸事業者は10万の増加となっている。
- このように、通信モジュール市場の卸売市場については、市場規模は拡大を続けている中、再卸事業者のシェアが極めて少なくなっている。

固定系ブロードバンド市場

- 固定系ブロードバンド市場の小売市場について、市場検証基本方針別表3に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、地域ブロック別の事業者別シェア(卸電気通信役務の提供に係るものも含む。)等を確認したところ、北海道・東北においては、NTT東西のシェアが高い状態が続いており、関東・中部・沖縄においては、KDDIグループが一定程度のシェアを有しているものの、NTT東西のシェアが50%を超える状態が続いている。近畿においては、KDDIグループのほか、電力系事業者が一定程度のシェアを有しており、NTT東西のシェアは50%を下回っている。中国・四国・九州においては、KDDIグループや電力系事業者が一定程度のシェアを有しているものの、NTT東西のシェアが50%を超える状態が続いている。
- 市場全体の動向に関する指標として、地域ブロック別の固定系ブロードバンドの契約数の推移等を確認したところ、固定系ブロードバンドの契約数は、いずれの地域ブロックにおいても、緩やかに増加している。
- 事業者の動向に関する指標として、事業者数の推移や主要事業者の売上高等を確認したところ、関東・中部・近畿を除く地域ブロックにおいては、事業者数はほぼ横ばいとなっており、関東・中部・近畿においては、事業者数は減少傾向にある。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数(卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。)の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の契約数について、2021年度においては、NTT東西は44万の減少であり、NTTグループ(NTT東西、NTTドコモ、NTTコム)としてみると、21万の減少となっている。他方で、KDDIグループは8万の増加、電力系事業者は9万の増加となっている。
- このように、固定系ブロードバンド市場の小売市場については、地域ブロックごとに競争状況に差異はあるものの、総じてNTT東西のシェアは高い状態が継続している。

固定系超高速ブロードバンド市場

- 固定系超高速ブロードバンド市場の小売市場について、市場検証基本方針別表3に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、地域ブロック別の事業者別シェア(卸電気通信役務の提供に係るものも含む。)等を確認したところ、北海道・東北においては、NTT東西のシェアが高い状態が続いており、関東・中部・沖縄においては、KDDIグループやCATV事業者が一定程度のシェアを有しているものの、NTT東西のシェアが50%を超える状態が続いている。近畿・中国・四国・九州においては、CATV事業者や電力系事業者が一定程度のシェアを有しているものの、NTT東西のシェアが50%を超えている。
- 市場全体の動向に関する指標として、地域ブロック別の固定系超高速ブロードバンドの契約数の推移等を確認したところ、固定系超高速ブロードバンドの契約数は、いずれの地域ブロックにおいても、緩やかに増加している。
- 事業者の動向に関する指標として、事業者数の推移を確認したところ、関東を除く地域ブロックにおいては、事業者数はほぼ横ばいとなっており、関東においては、事業者数は減少傾向にある。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数(卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。)の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の契約数について、2021年度においては、NTT東西は34万の減少、NTTドコモは22万の増加となっており、NTTグループ(NTT東西、NTTドコモ、NTTコム)としてみると、12万の減少となっている。KDDIグループは4万の増加、電力系事業者は10万の増加、CATV事業者は38万の増加、ソフトバンクは33万の増加となっている。
- このように、固定系超高速ブロードバンド市場の小売市場については、地域ブロックごとに競争状況に差異はあるものの、総じてNTT東西のシェアは高い状態が続いている。

FTTH市場(小売市場)

- FTTH市場の小売市場について、市場検証基本方針別表3に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、地域ブロック別の事業者別シェア(卸電気通信役務の提供に係るものも含む。)等を確認したところ、北海道・東北・関東においては、NTT東西のシェアが約70～80%と高い状態が続いており、中部・沖縄においては、KDDIグループが一定程度のシェアを有しているものの、NTT東西のシェアが50%を超える状態が続いている。近畿・中国・四国・九州においては、電力系事業者が一定程度のシェアを有しているものの、NTT東西のシェアが50%を超える状態が続いている。
- 市場全体の動向に関する指標として、地域ブロック別のFTTH契約数の推移等を確認したところ、FTTH契約数は、いずれの地域ブロックにおいても、緩やかに増加している。
- 事業者の動向に関する指標として、地域ブロック別の事業者数の推移や主要事業者の売上高等を確認したところ、中部及び中国を除く地域ブロックにおいては、事業者数はほぼ横ばいとなっており、中部及び中国においては、事業者数は増加傾向にある。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数(卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。)の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の契約数について、2021年度においては、NTT東西は34万の減少、NTTドコモは22万の増加となっており、NTTグループ(NTT東西、NTTドコモ、NTTコム)としてみると、12万の減少となっている。KDDIグループは4万の増加、電力系事業者は9万の増加、ソフトバンクは33万の増加となっている。
- なお、参考として、サービス提供主体別のシェアを確認したところ、個社別では、NTTドコモが19.8%とシェアトップであり、ソフトバンク(11.9%)、NTT東日本(9.8%)、NTT西日本(9.2%)の順となっている。
- このように、FTTH市場の小売市場については、地域ブロックごとに競争状況に差異はあるものの、設備設置事業者別のシェアをみると、総じてNTT東西のシェアは高い状態が継続している。一方で、全国単位ではあるが、サービス提供主体別のシェアをみると、NTTドコモがシェアトップとなるなど、シェア構造は大きく異なっている。ただ、この場合でもNTTグループのシェアは40%を超えており、低下傾向にありつつも、依然としてシェアが高い状態が継続している。

FTTH市場(卸売市場)

- FTTH市場の卸売市場について、市場検証基本方針別表4に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、地域ブロック別の事業者別シェア等を確認したところ、関東及び沖縄を除き、NTT東西のシェアは80%を超えており、関東においても、NTT東西のシェアは70%を超えている。沖縄においては、KDDIグループが一定程度のシェアを有しているものの、NTT東西のシェアは50%を超えている。
- 市場全体の動向に関する指標として、地域ブロック別のFTTH卸契約数の推移等を確認したところ、FTTH卸契約数は、いずれの地域ブロックにおいても、緩やかに増加している。
- 事業者の動向に関する指標として、地域ブロック別の事業者数の推移を確認したところ、関東、中部及び九州を除く地域ブロックにおいては、事業者数はほぼ横ばいとなっており、関東、中部及び九州においては、事業者数は増加傾向にある。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の卸契約数の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の卸契約数について、2021年度においては、NTT東西は105万の増加、KDDIグループは1万の増加となっている。
- なお、参考として、NTT東西のサービス卸に関する各種の指標を確認した。まず、サービス卸の契約数は増加し続けており、NTT東西のFTTH契約数におけるサービス卸契約数の割合も上昇を続け、70%を上回る水準となっている。他方で、サービス卸の卸先事業者数はほぼ横ばいとなっている。また、サービス卸の契約数に占めるNTTグループへの卸契約数の割合は、50%強の水準を推移しており、卸先事業者の形態別にみると、MNOが70%を超える水準で推移している。
- また、参考として、地域ブロック別の光ファイバ回線の設備シェアの推移を確認したところ、北海道・東北・関東においては、NTT東西のシェアが80%を超えており、中部・近畿・中国・四国・九州・沖縄においては、電力系やCATV系事業者が一定程度のシェアを有しており、特に近畿においては、NTT東西のシェアは50%程度である。
- このように、FTTH市場の卸売市場については、一部の地域ブロックを除いて、NTT東西がシェア2位以下の事業者を大きく引き離し、圧倒的なシェアを有している状況にある。

ISP市場

- ISP市場の小売市場について、市場検証基本方針別表3に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、事業者別シェア等を確認したところ、NTT系、KDDI系、ソフトバンク系、ベンダー系がそれぞれ10～30%程度のシェアを有しており、各事業者のシェアの変動は小さい。
- 市場全体の動向に関する指標として、ISP(固定系)の契約数の推移等を確認したところ、ISP契約数は、緩やかに増加している。
- 事業者の動向に関する指標として、事業者数の推移を確認したところ、事業者数は直近では横ばい状態にある。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数の増減率等を確認したところ、主要各社の契約数の増減率について、直近では、NTT系が每期-2%～+5%程度、KDDI系が每期-1%～+2%程度、SB系が每期-1%～+2%程度、ベンダー系が每期-5%～+4%程度、電力系が每期+2%～+3%程度、CATV系が每期+4%～+10%程度で推移している。
- このように、ISP市場においては、各事業者のシェアの変動は小さいものの、特定の事業者が圧倒的なシェアを有するような市場環境にはなっていない。

④ 固定系通信市場

固定電話市場

- 固定電話市場の小売市場について、市場検証基本方針別表3に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、東日本・西日本別に事業者別シェア等を確認したところ、いずれにおいても、NTT東西のシェアは減少傾向にあるものの、依然として60%を超えている。
- 市場全体の動向に関する指標として、固定電話の契約数の推移等を確認したところ、固定電話全体では、特にNTT東西加入電話が減少していることを要因として、緩やかに減少を続けている。
- 事業者の動向に関する指標として、事業者数の推移を確認したところ、事業者数は横ばい状態にある。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数の増減率等を確認したところ、主要各社の契約数の増減率について、直近では、NTT東西は每期-2%~-3%程度で減少を続けており、KDDIグループは每期-1%~±0%程度、ソフトバンクは每期+3%~+4%程度、オプテージは每期±0%程度で推移している。
- このように、固定電話市場においては、NTT東西のシェアは2位以下の事業者のシェアを大きく引き離しているものの、そのシェアは減少傾向にあり、市場全体としても、継続的に縮小傾向にある。

050-IP電話市場

- 050-IP電話市場の小売市場について、市場検証基本方針別表3に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、事業者別シェア等を確認したところ、NTTコムが約25%程度、ソフトバンクが約40%程度、楽天モバイルが約15%程度で推移しており、楽天モバイルのシェアが増加傾向にあるなど、シェアの変動がみられる。
- 市場全体の動向に関する指標として、050-IP電話の利用番号数の推移を確認したところ、直近では横ばい傾向にある。
- 事業者の動向に関する指標として、事業者数の推移を確認したところ、事業者数は横ばい状態にある。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数の増減率等を確認したところ、主要各社の契約数の増減率について、直近では、NTTコムは每期-3%~-7%程度、KDDIグループは每期+4%~+14%程度、ソフトバンクは每期-4%~+6%程度、楽天モバイルは每期+1%~+6%程度で推移している。
- このように、050-IP電話市場においては、各事業者のシェアは変動してきており、特定の事業者が圧倒的なシェアを有するような市場環境にはなっていない。

⑤ 法人向けサービスの実態把握

法人向けサービスの実態把握

- 主要な電気通信事業者が提供する法人向けサービスを把握した上で、法人向けサービスにかかる試行的な市場画定を行い（下記図表参照）、その試行的な市場画定を前提として、それぞれの区分ごとに、競争状況等の実態把握を試みた。
- また、法人向けサービスの実態把握の一環として、NTT東西のローカル5G事業についても、確認した。令和3年度末時点では、NTT東西において、NTTドコモ及びNTTコムを含む他の事業者との連携は行っていないとのことであった。また、NTTドコモ以外のMNOとローカル5G事業者との連携状況も確認したところ、ローカル5G関連事業者とそのユーザ企業によるアライアンスの立ち上げや、ローカル5G事業者と共同でのユースケースの実証実験が行われているとのことであった。
- なお、本年度検証において実施した法人向けサービスに係る市場画定は、あくまで試行的なものであるため、昨年度まで分析・検証を行ってきた「法人向けネットワーク(WANサービス)市場」及び「IoT向け通信サービス市場」について、引き続き、昨年度までと同様の市場分析等を行った。
- 「法人向けネットワーク(WANサービス)市場」については、NTT系事業者が圧倒的なシェアを有するものの、一定程度のシェアを有する事業者も複数存在しており、今後、市場の拡大とともに各社のシェア等がどのように推移するかなど、市場動向についての継続的な分析が必要である。
- また、「IoT向け通信サービス市場」については、昨年度に引き続き、通信モジュール市場の事業者別シェアを算出し評価を行ったところ、通信モジュール市場においては、継続してシェアの変動が大きく、顧客の新規獲得を巡る競争が行われていると推察される。また、新たに把握を行った「アンライセンスLPWA市場」については、回線数の規模は通信モジュールと比べれば小さいものの、市場が拡大傾向にあり、その市場動向の継続的な注視が必要である。

【図表】法人向けサービスを巡る試行的な市場画定

法人向けサービス市場	ネットワーク市場	移動系通信(法人向け)市場	例: 法人向け携帯電話、通信モジュールなど
		固定系通信(法人向け)市場	例: WANサービスなど
	ソリューション市場	例: SI、コンサルティングなど	
	その他	例: ソフトウェア、ハードウェアなど	

※ なお、上図の市場画定については、あくまで試行的な整理であり、この整理が最終的な市場画定の在り方というわけではない。

⑥ 研究開発競争の状況把握

研究開発競争の状況把握

- 令和3年度検証においては、市場検証基本方針及び本年度年次計画を踏まえ、主要な電気通信事業者（NTT、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）における研究開発費の推移を把握するとともに、共同研究開発の現状や異業種連携の現状など、研究開発に関する現状等について把握を行った。令和3年度に実施した事業者ヒアリングの概要は以下のとおり。

(1) 各社における研究開発の概要

- NTTでは、新しい技術の研究開発に取り組むとともに、NTTグループの各事業会社をはじめ、様々な分野の産業界と一緒に、安全・防災・持続可能な開発などにかかわる問題を克服し、社会的課題の解決をめざしており、また、IOWN構想の実現とともに、人々が意識することなく技術の恩恵を受けることができるスマートな世界の実現をめざし、多様性・継続性を意識した研究開発を続けていくとのことであった。
- KDDIでは、KDDI総合研究所の先端技術研究所において、社会・生活者の課題解決のために必要となるテクノロジー等を見極め、多様なパートナー企業・研究機関との共創による研究開発を推進しており、新たなライフスタイルを発掘し社会・先進生活者の課題を明確化するライフスタイルリサーチをKDDIリサーチアトリエで行っているとのことであった。
- ソフトバンクでは、2022年4月に先端技術研究所を発足させ、企業理念に基づき市場価値を生み出すことを目指し、技術・市場の変化スピードに対応すべく、短期型の研究開発活動の特徴として行っているとのことであった。
- 楽天モバイルでは、クラウドネイティブなOpen RANベースのモバイルインフラストラクチャに関連する技術開発に取り組んでおり、また、世界の通信事業者や企業、政府機関向けに4G及び5G用のインフラストラクチャ並びにプラットフォームソリューションを提供していくために、楽天シンフォニー株式会社を設立したとのことであった。

(2) 各社における共同研究開発の現状や異業種連携の現状等

- NTTでは、広範な情報通信の技術分野を網羅する研究開発活動を背景に、ITUやISOをはじめ、近年活発化しているフォーラムなどの活動のほか、学会・協会・委員会に積極的に参画しており、また、国内外の様々な企業や大学、研究機関とのオープンイノベーション・コラボレーションを推進しているとのことであった。
- KDDIでは、ライフスタイルリサーチの分野において、社会問題として深刻化するスマホ依存の問題に対する取組みとして、大学とスマートフォンアプリを活用した特定臨床研究を行っているとともに、先端技術研究の分野において、メーカーや大学等と連携し、Beyond 5Gの研究開発を推進しているとのことであった。
- ソフトバンクでは、自社領域／パートナー領域を見極めた上で、研究開発のサイクルが長い領域は大学・研究機関との共同研究、また自社だけではリーチできない専門性や先進性を要する領域は企業との提携・JVを推進しており、水中におけるトラッキング技術による光無線通信の実証を大学と共同で行っているほか、次世代暗号方式に関する共同研究を企業と共同で行っているとのことであった。
- 楽天モバイルでは、米国企業と連携し、既存端末（スマートフォン）で利用可能な宇宙空間上の衛星通信ネットワークを構築する計画であるスペースモバイル計画を進めているほか、大学、法人や自治体などとパートナーシップを結び、5Gを活用した新しいサービスの開発やBeyond 5Gの研究開発に取り組んでいるとのことであった。

(3) NTT持株における基礎研究とNTTドコモ等の行う応用研究との関係

- NTTによれば、NTT持株は基盤的研究開発を担っており（基盤的研究開発の成果は、一般に公開）、各事業会社は、NTT持株の成果も用いて実用化開発を行い、サービスを展開しており（実用化開発の成果は、各事業会社に帰属）、NTT持株とNTTドコモの関係についても、この役割分担、位置付けは変わらないとのことであった。

(4) NTT持株における基礎研究に係る各社の拠出額

- NTTによれば、基盤的研究開発費については、研究開発計画に基づき決定した研究開発費を参加会社で按分して負担しており、具体的には、各研究分野ごとの研究開発費を、当該分野の成果活用を希望する参加会社で按分し、年度開始時に負担額を決定（年度開始時に決定した負担額は、年度途中で変更しない）しているとのことであった。

III 電気通信事業者の業務の適正性等の確認結果

① 客観的・定量的なデータに基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証(重点的検証項目)

検証結果

- 客観的・定量的なデータに基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証を行った。
- 具体的には、局舎スペースの利用に関する検証、NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証、NTT東西の接続機能要望等に関する検証、グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱に関する検証を行った。
- その結果、令和3年度検証においては、いずれの検証においても、不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかったが、引き続き、検証を行っていく。
- 特に、NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証に関しては、来年度以降も、中継光ファイバのリードタイム③の状況も含め、リードタイムの状況を継続的に注視する。

A 局舎スペースの利用に関する検証

一般コロケーションや局舎スペースの利用に関して検証するため、スペースや電力のリソースがDランクとなっているビルの中で任意に抽出したNTT東西の局舎について、一般コロケーションを含めた、NTTグループ各社及び他事業者からの申込みへの対応状況のデータをNTT東西から取得し、そのデータに基づき検証を行う。

B NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証

NTT東西における各種手続(加入光ファイバ、中継光ファイバのほか、主要なサービス卸先事業者との光サービス卸に係る手続が想定される。)について、事業者側の対応状況の違い等も考慮しつつ、可能な範囲でNTTグループ各社に対する手続のリードタイムと他事業者に対する手続のリードタイムの平均日数を比較するなどして検証する。

C NTT東西の接続機能要望等に関する検証

NTTドコモ及び他のMNO各社から、基地局回線等の自己設置比率・NTT依存度等を把握した上で、NTT東西への基地局回線等の設置要望など、NTT東西の接続機能要望の受け入れ結果を把握し、類似の要望事例において、NTTドコモの要望のみを受け入れる等、不当に優先的な取扱いがされていないか、可能な範囲で、そうした要望事例を比較し、事後的に検証する。

D グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱の有無に関する検証

禁止行為規制対象事業者からの仕入価格よりも低い価格で、グループ内の他の事業者に再卸を行っているような事業者が存在するか否かについて、各事業者の協力を得て、仕入価格や再卸価格等のデータを取得し、そのデータに基づき確認する。

(注) 第25回電気通信市場検証会議資料25-4の9頁に記載した「NTT東西におけるネットワーク調達取引の検証」(※)については、令和4年度検証において実施する。

(※) NTTドコモとNTTコムとのネットワークが一体化される場合に生じるNTTドコモとNTT東西の間におけるネットワーク調達にかかる取引の状況について、可能な範囲でNTT東西における県間伝送設備の調達件数、調達参加事業者、調達先事業者及び調達価格のデータを得るほか、必要に応じて、競争上の問題を検証するための比較対象として、可能な範囲で他事業者におけるネットワーク調達状況(他者調達の場合の調達先事業者、調達価格)のデータを得ることにより、継続的に確認していく。

② MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱い、接続の業務に関し知り得た情報の管理の実態の把握(重点的検証項目)

実態の把握結果等

- MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱いの実態や、接続の業務に関し知り得た情報の管理の実態について、関係事業者等へのヒアリングやアンケート等を通じて把握・検証を行った。
- 現在、事業法第30条に基づく禁止行為規制の適用対象事業者となっていないMNOのうち、KDDI及びソフトバンクにおいて、グループ内事業者への優先的な取扱いや、接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用が行われていることは、現時点では確認できなかった。
- この点、構成員からは、KDDI及びソフトバンクにおいても、今年度検証で確認した上記の点を確認するため、市場検証会議におけるヒアリングを行うなどして検証していく必要があるとの意見などが示された。
- したがって、禁止行為規制の適用対象事業者としての指定対象となりうるものの、当該指定を受けていない電気通信事業者に対し、当該指定を受けていなくとも、市場検証会議におけるヒアリング等を通じて、継続的な検証を行うこととした。
- また、NTTドコモがその特定関係法人であるNTTぷららを吸収合併するという動きがあるところ、市場検証会議において、競争事業者からは、当該行為によって、NTTドコモに課せられている事業法第30条に基づく禁止行為規制を潜脱的に回避できるとの意見が示された。また、こうした企業統合による市場支配力の濫用を未然防止するため、現行の禁止行為規制を補完する措置が必要との意見も示された。
- 市場検証会議の構成員からは、組織再編は新サービスの創出、イノベーションの促進などメリットが存在し、一概に禁止されるべきでないとの意見や、市場検証会議等の場で、NTTグループの組織再編について、事前に、公正競争上の問題がないこと等の説明をNTTグループから受けた上で検証等を行っていくべきとの意見、検証等の結果、公正競争上の問題があれば、NTT法等に基づき是正していくことも考えられるのではないかとの意見などが示された。
- これらの意見を踏まえ、下記の組織再編(以下「当該組織再編」という。)が発生した場合における市場検証の取組における組織再編に係る対応等を明らかにした。
 - ✓ NTTドコモによるその特定関係法人(電気通信事業法第30条に基づき総務大臣が指定する者に限る。以下同じ。)の吸収合併(電気通信役務の提供に影響を及ぼす吸収分割・事業等の譲受けも含む。)
 - ✓ 旧NTT(NTT持株又はNTT東西)と旧NTTからの分離会社(NTTデータ、NTTドコモ、NTTコムウェア又はNTTコミュニケーションズ)との合併

⑤ NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認

固定系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認結果

- 固定系通信における禁止行為規制に関する遵守状況等の確認を実施したところ、競争事業者の一部からは、不当な差別的取扱い等に該当する疑いのある個別事例が存在する旨の指摘がなされたため、事実確認を行った。その結果、令和3年度検証においては、不当な差別的取扱い等に該当する事実は認められなかったところ、NTT東西及びNTTドコモの間での共同提案活動について、継続的に注視していくこととした。
- また、NTT東西に対するヒアリング等を通じた確認結果を踏まえ、監視部門による監視の結果、法令には違反しないものの、監査部門が設備部門に対して指摘事項又は指導等を行い、それらを受け、設備部門が行った改善の取組等について、「禁止行為規定遵守措置等報告書」の内容にも反映させるよう求めることとした。
- 加えて、申込日から工事完了日までのリードタイムにかかる検証について、来年度以降も、中継光ファイバのリードタイム③(申込日から工事完了日)の状況も含め、リードタイムの状況を継続的に注視することとした。
- さらに、NTT東西におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等の確認を実施したところ、令和3年度検証においては、問題は認められなかったが、引き続き、検証を行っていく。

移動系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認結果

- 移動系通信における禁止行為規制に関する遵守状況等の確認を実施したところ、競争事業者の一部からは、不当な優先的取扱い等に該当する疑いのある個別事例が存在する旨の指摘がなされたため、事実確認を行った。その結果、令和3年度検証においては、不当な優先的取扱い等に該当する事実は認められなかったところ、NTTドコモ及びNTTコムの間での法人営業の連携について、継続的に注視していくこととした。

NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認結果

- NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認を実施したところ、令和3年度検証においては、公正競争条件に反するような行為等は認められなかった。

IV 今後取り組むべき課題等

(1) 電気通信事業分野における市場動向の分析関係

今後取り組むべき課題等(移動系通信市場)

- 移動系通信市場のうち、携帯電話向け通信サービス市場の小売市場については、緩やかに市場規模が拡大を続ける中、楽天モバイルのMNOとしての参入により、既存の競争状況が大きく変化していく可能性があるため、今後、携帯電話向け通信サービス市場における競争状況の変化については、継続的な分析が必要である。
- また、携帯電話向け通信サービス市場の卸売市場についても、市場規模が減少に転じる場面もあるなど、市場全体の動向に変化が生じてきており、そうした動向変化が競争にどのような影響を与えるか、継続的な分析が必要である。
- 移動系通信市場のうち、通信モジュール市場の小売市場については、移動系通信市場全体や携帯電話向け通信サービス市場とは異なり、各事業者のシェアの変動が大きく、各社間で顧客獲得を巡る競争が活発に行われていることが推察される。他方で、その市場動向について、引き続き注視が必要である。
- また、通信モジュール市場の卸売市場については、再卸事業者のシェアは極めて少なくなっているところ、市場規模が拡大しつつも、再卸事業者が劇的に増加することなく、そのシェアも伸びない要因について、継続的な分析が必要である。

今後取り組むべき課題等(固定系通信市場)

- 固定系ブロードバンド市場、固定系超高速ブロードバンド市場、FTTH市場の小売市場については、地域ブロックごとに競争状況に差異はあるものの、総じてNTT東西のシェアは高い状態が継続している。他方、FTTH市場の小売市場については、サービス提供主体別のシェアをみれば、NTTドコモがシェアトップとなるなど、設備設置事業者別にみた場合と比べ、シェア構造は大きく異なっているものの、NTTグループのシェアが高い状態が継続している。このため、設備設置事業者別だけでなく、サービス提供主体別のシェアの動向も分析していくことが必要である。
- また、FTTH市場の卸売市場については、一部の地域ブロックを除いて、NTT東西がシェア2位以下の事業者を大きく引き離し、圧倒的なシェアを有している状況にあるところ、そのシェアの動向やNTT東西によるサービス卸の動向について、継続的な分析が必要である。
- その他、ISP市場、固定電話市場、050-IP電話市場においては、その市場動向について、引き続き注視が必要である。

(1) 電気通信事業分野における市場動向の分析関係(続き)

今後取り組むべき課題等(その他)

- 本年度検証においては、法人向けサービスの市場画定を試行的に行ったところ、来年度以降も継続して法人向けサービスの市場画定の在り方を検討するため、各事業者における法人向けサービスの提供の実態を把握するとともに、データが得られた範囲で、法人向けサービスに係る市場規模や市場シェア等の指標の算出を試みていく。
- また、「法人向けサービス市場」に含まれる各レイヤーの状況についても、「ネットワーク市場」及び「ソリューション市場」の分析・検証に当たって考慮していくとともに、ネットワークレイヤー及びその他のレイヤー間の相互関係等(例えば、「ネットワーク市場」における競争状況が「ソリューション市場」やその他のレイヤーにおける競争状況にもたらす影響、「ソリューション市場」やその他のレイヤーにおける競争状況が「ネットワーク市場」の競争状況にもたらす影響、また、複数の市場をまたいで競争が行われている場合や複数の市場が融合していく場合における競争状況の分析・検証の在り方などが想定される。)も把握・検討していく。
- 加えて、来年度以降も引き続き、主要な電気通信事業者における研究開発の状況について把握を行っていく。

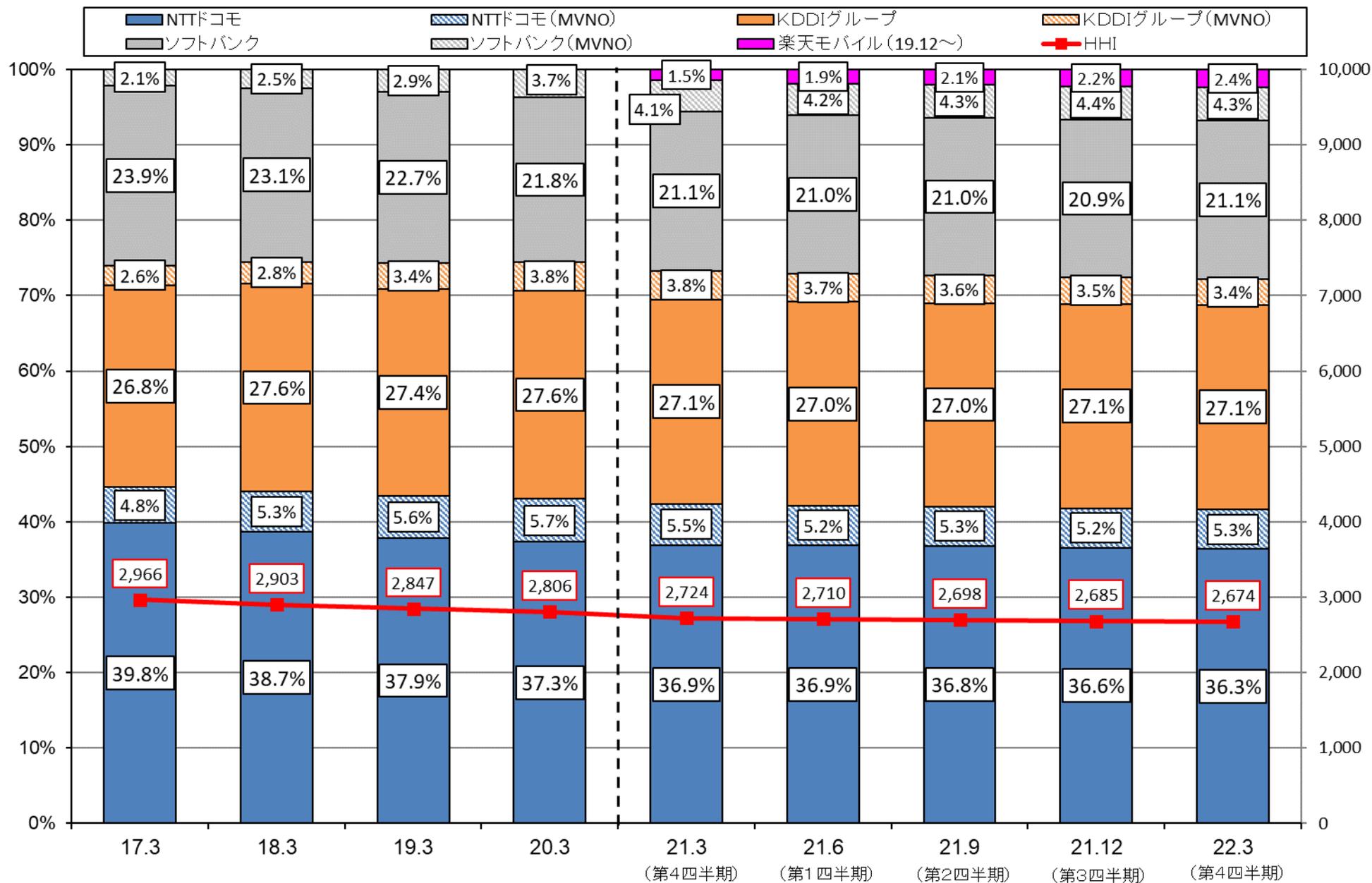
(2) 電気通信事業者の業務の適正性等の確認関係

今後取り組むべき課題等

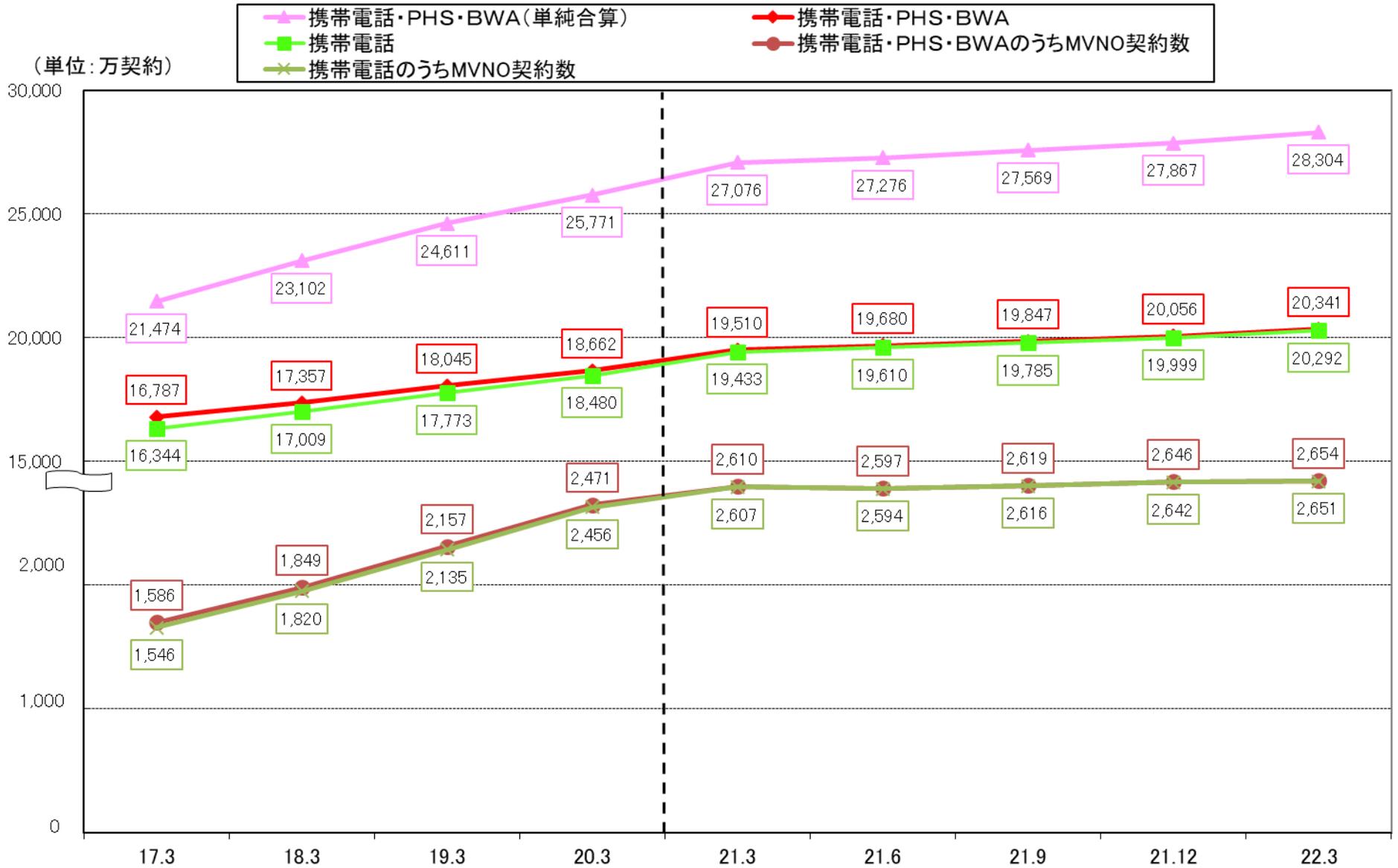
- 令和3年度に実施した電気通信事業者の業務の適正性等の確認においては、電気通信事業法上問題となり得る行為等は確認できなかったものの、来年度以降も継続して、禁止行為規制等に反する行為がないか、客観的・定量的なデータに基づく検証を実施しつつ確認を行っていく。
- また、NTT東西又はNTTドコモにおける禁止行為規制等の遵守のための対応に関し、見直すべき点があれば、見直しを求めるとともに、必要に応じて、より客観的な情報を関係事業者から取得した上で、詳細な確認を行っていく。
- さらに、来年度も、電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制の適用対象事業者としての指定対象となりうるものの、当該指定を受けていない電気通信事業者に対し、当該事業者を含む関係事業者等へのヒアリングやアンケート等を通じ、グループ内事業者への優先的な取扱い等について、広く把握・検証していく。
- 加えて、今後発生しうるNTTグループにおける組織再編に関して、今年度明らかにした市場検証の取組における組織再編に係る対応等に基づき、適切に対処していく。

參考資料

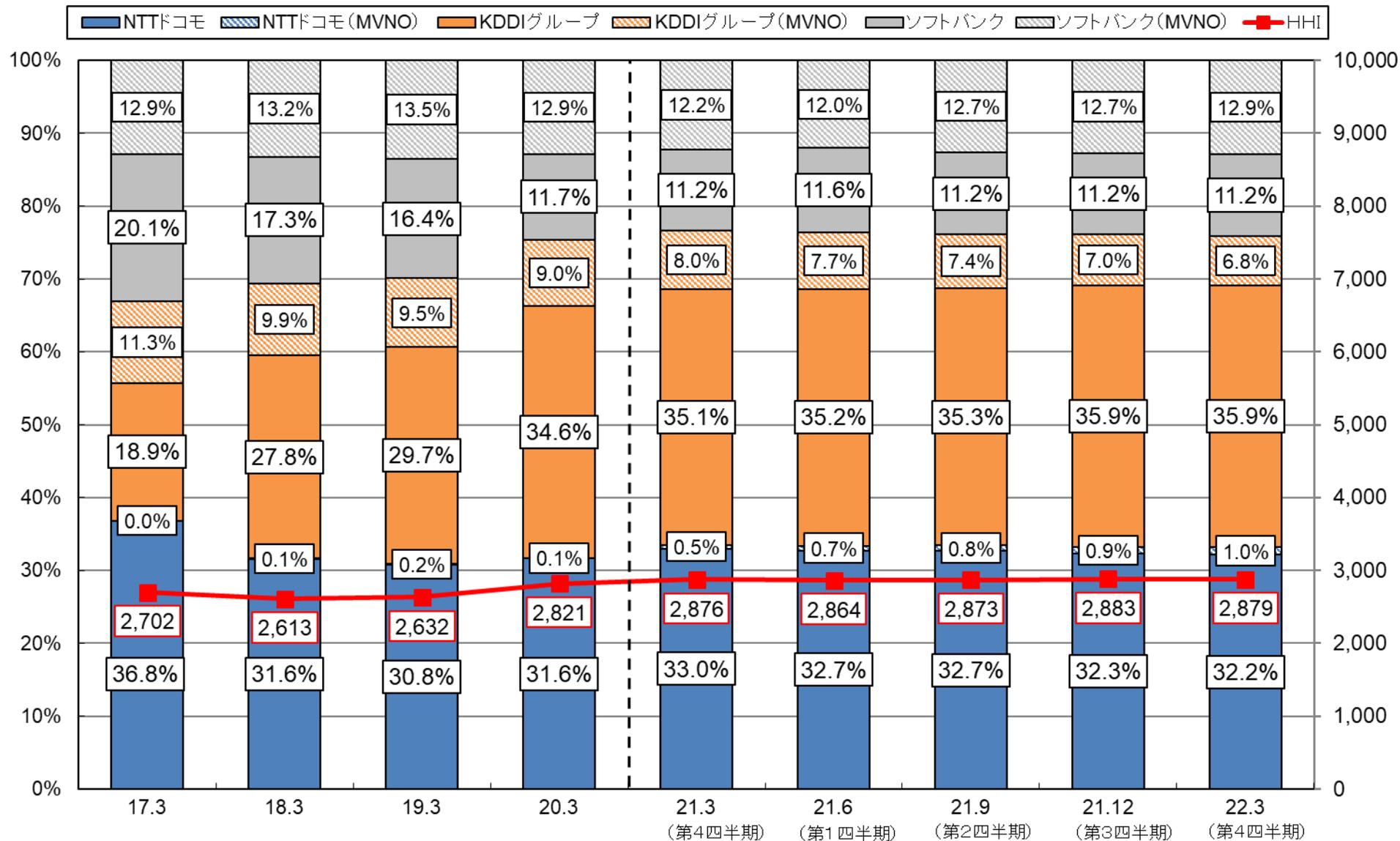
移動系通信市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移

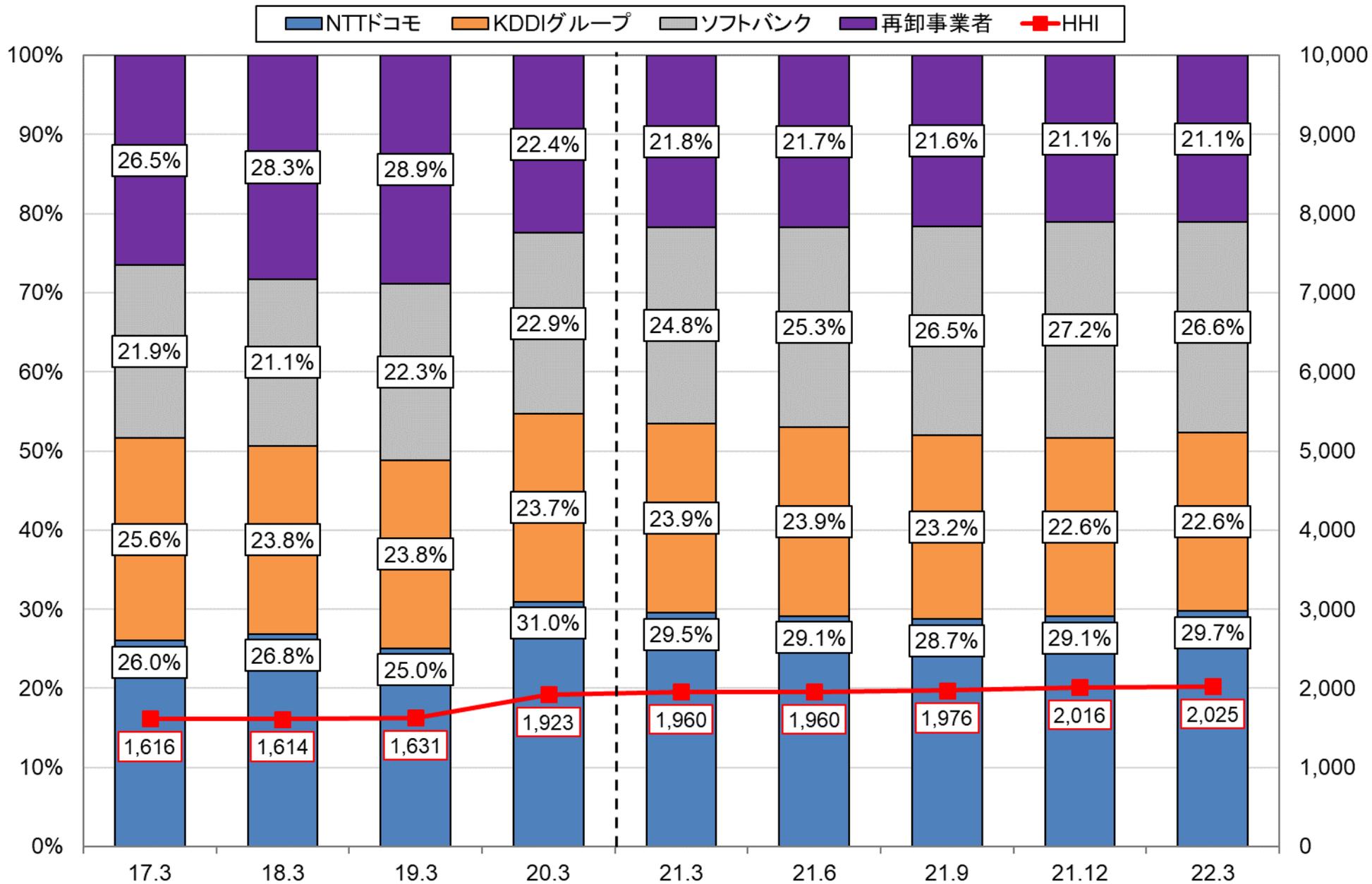


移動系通信の契約数の推移

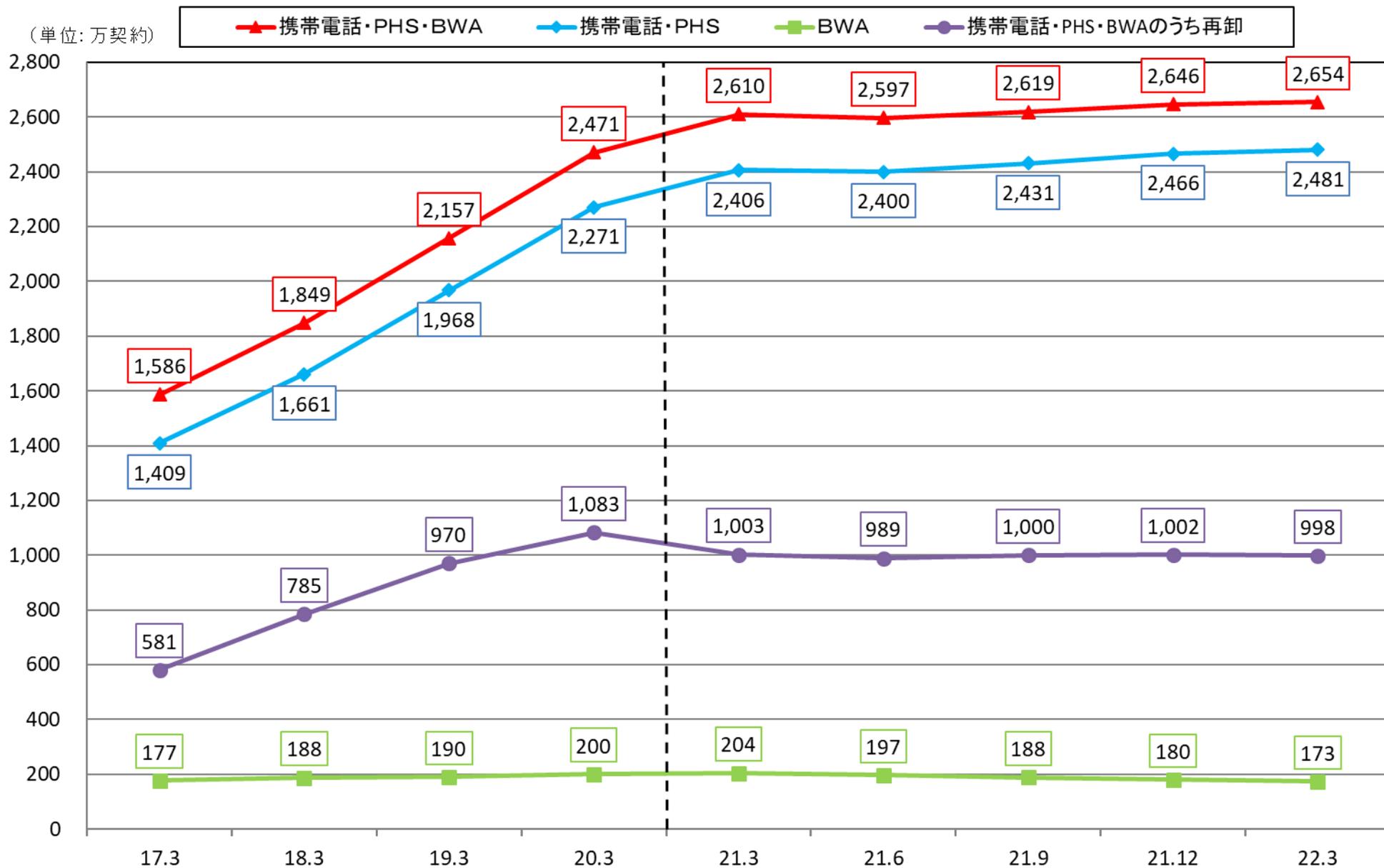


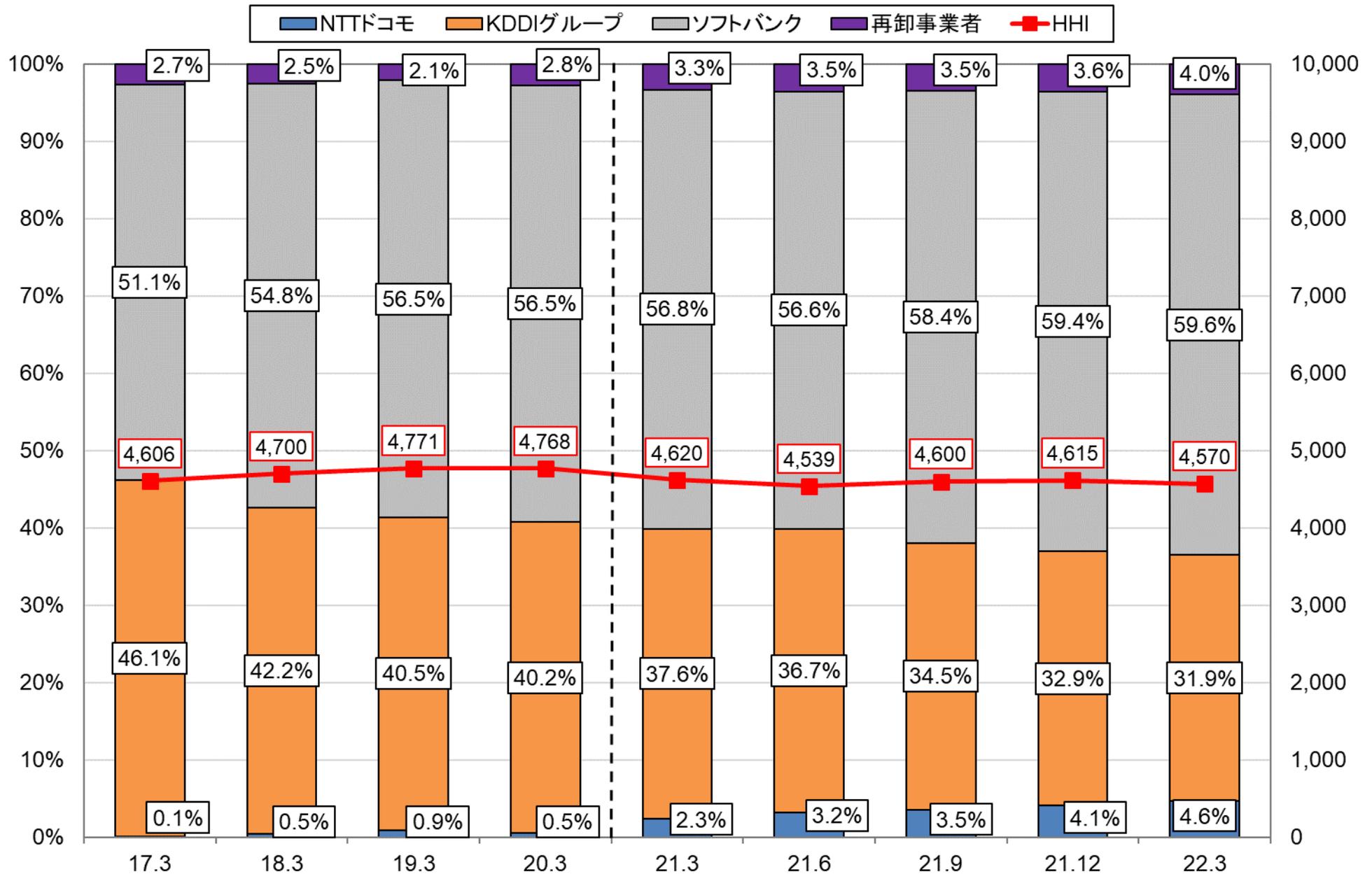
通信モジュール市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移





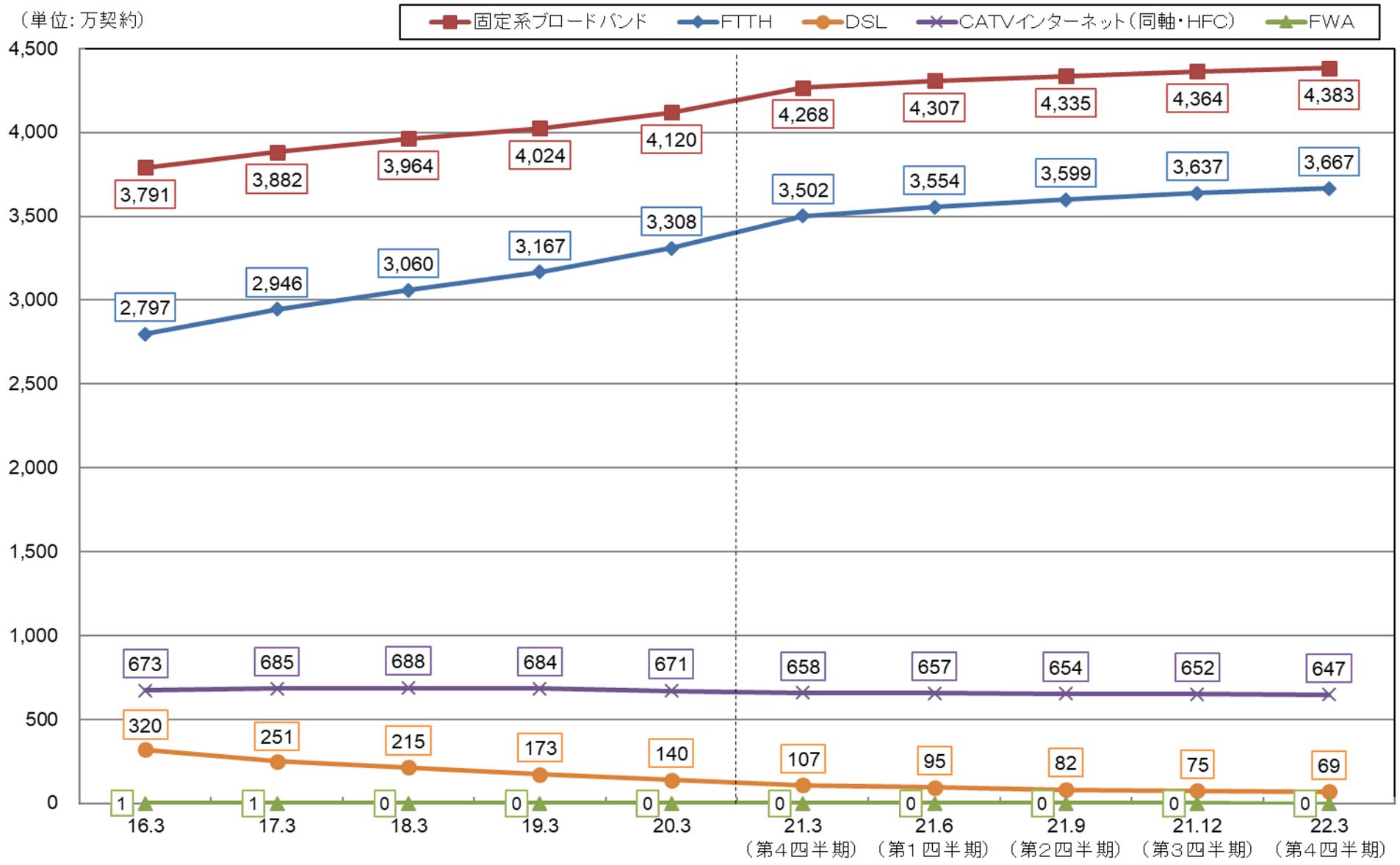
卸契約数の推移

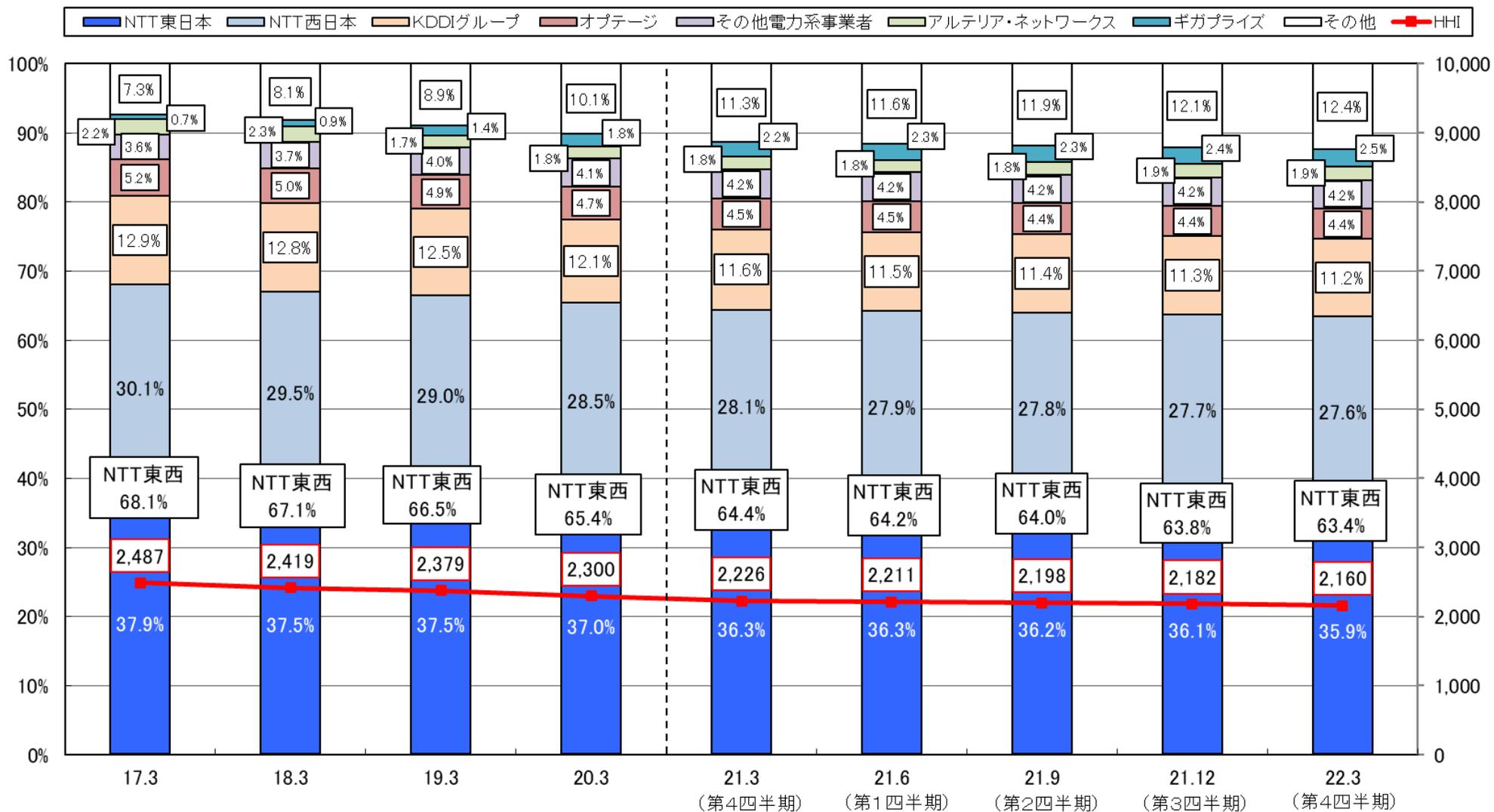




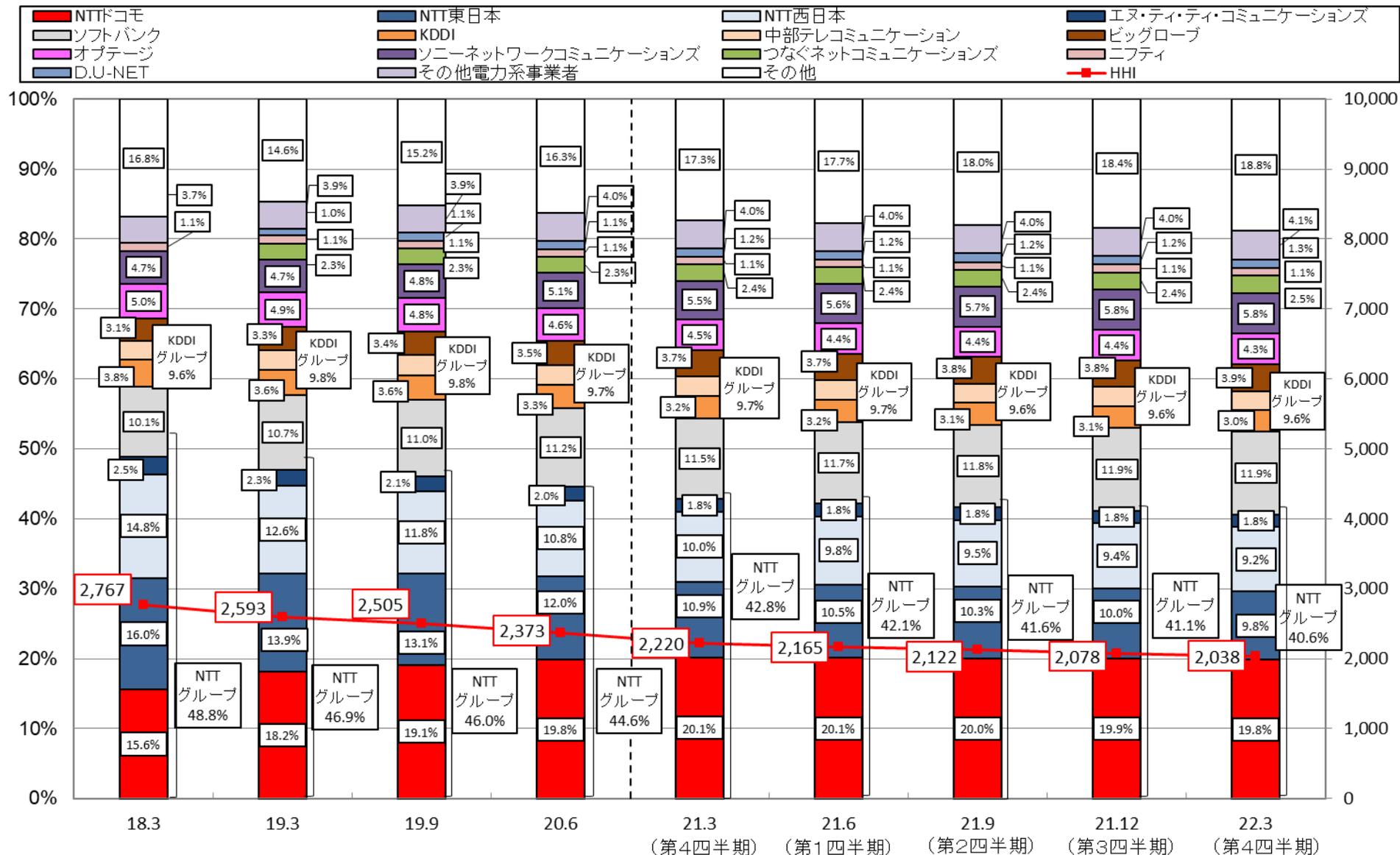
固定系ブロードバンドの契約数の推移(全国)

(単位: 万契約)





FTTH市場(小売市場)の事業者別シェアの推移(サービス提供主体別)



電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針

令和3年12月17日策定
総務省

1 趣旨

総務省は、電気通信事業分野における競争状況について、学識経験者等で構成する電気通信市場検証会議（以下「市場検証会議」という。）からの客観的かつ専門的な見地による助言を得つつ、電気通信事業分野における市場検証を継続的に実施している。

今般、市場検証会議の下の「公正競争確保の在り方に関する検討会議」において公正競争確保に必要な方策等について検討が行われたところ、同検討会議が取りまとめた報告書では、市場検証の強化の必要性に関する提言がなされている。

こうした提言や、これまでの市場検証結果、最近の電気通信事業分野を取り巻く環境変化等を踏まえ、総務省において市場検証の取組を引き続き実施するに当たり、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」（以下「本方針」という。）を定める。

2 市場検証の概要

（1）市場検証の目的等

電気通信事業分野における公正競争確保のために必要な政策対応の在り方を検討するに当たっては、その前提として、変化の激しい電気通信事業分野における市場動向を的確に分析するとともに、電気通信事業者の業務の適正性等に係る問題を早期に発見し、問題が深刻化する前に対処できるよう電気通信事業者の業務の適正性等を絶えず確認することが重要である。

そのため、電気通信事業分野における市場検証として、「電気通信事業分野における市場動向の分析」及び「電気通信事業者の業務の適正性等の確認」を実施する。

（2）電気通信市場検証会議

本方針に基づき総務省が実施する市場検証について、客観的かつ専門的な見地から助言を得ることを目的として、学識経験者等で構成する市場検証会議を開催する。

また、市場検証のプロセスにおいて、学識経験者等から助言を得ながら進めるべき事項のうち、特にテーマを絞って集中的に議論すべき事項については、市場検証会議の下にワーキンググループを設置し、議論を行うこととする。各ワーキンググループにおける議論事項については、各ワーキンググル

ープの開催要綱等において別途定めることとする。

(3) 検証期間

本方針に基づく市場検証は、令和3年度より継続して、年度単位で実施することとし、現時点において、検証期間の終期は特段定めないこととする。

(4) 検証スケジュール等

総務省は、過年度の市場検証の結果等を踏まえ、市場検証会議の学識経験者等からの助言も得つつ、各年度における市場検証の実施方針等を示す年次計画を作成する。各年度の年次計画は、毎年度、夏頃を目途に公表する。

詳細な市場検証の実施スケジュール等については、各年度の年次計画において定めることとする。

総務省は、市場検証会議の学識経験者等からの助言を踏まえて実施した市場検証の結果等について、年次レポートとして毎年度取りまとめる。年次レポートは、毎年夏頃を目途に公表する。

(5) 検証手法

本方針に基づく市場検証では、本方針の「3 電気通信事業分野における市場動向の分析」及び「4 電気通信事業者の業務の適正性等の確認」において定めた項目を定点的に検証する。

また、効率的・効果的に市場検証を実施するため、定点的に検証する項目のうち、より詳細な手法で検証する必要がある特定の項目や、特に集中的に検証する必要がある特定の項目、直近の電気通信事業分野における環境変化等を踏まえ留意して検証すべき項目について、重点的検証の対象と位置づける。なお、重点的検証の対象については、各年度の年次計画において定めることとする。

検証を実施するに当たっては、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。）に基づく報告により得られたデータのほか、関係事業者等による公表データ、関係事業者等や利用者へのアンケート等の結果を用いるとともに、必要に応じ、市場検証会議における関係事業者等に対するヒアリング結果も用いる¹。

(6) 検証結果を踏まえた検証内容の見直し

市場検証の結果や市場環境の変化等に応じて、検証内容を随時見直すこと

¹ 総務省が市場検証のプロセスで収集したデータ等のうち、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるものについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする。

もに、新たに総務省が定期的に把握する必要が生じたデータや定期的な把握が不要になったデータを常に整理した上で、事業者の負担にも配慮しつつ、報告規則に基づく報告事項を随時見直すこととする。

また、市場検証の結果や市場環境の変化等を踏まえ、市場検証会議の学識経験者等からの助言も得つつ、本方針及び年次計画を随時見直すこととする。

(7) 意見募集

本方針、年次計画及び年次レポートの作成・公表に当たっては、事前に意見募集を実施する。

3 電気通信事業分野における市場動向の分析

(1) 分析の概要

電気通信事業分野における公正競争確保のために必要な政策対応の在り方を検討するに当たっては、電気通信事業分野について、検証対象となる市場を画定した上で、それら検証対象市場について、競争状況等に関する指標を定点的に観測し、各検証対象市場における競争状況等の動向を継続的に分析していくことが重要である。そのため、検証対象市場に係る競争状況等の分析を行う。

また、今後、IoT 向け通信サービスを始めとして、様々な法人向けサービスの市場が成長し、新たなサービスが次々に登場していくと予想されるものの、これまで法人向けサービスとして検証対象とされていたのは WAN サービス市場のみであり、法人向けサービス全般についての実態把握が十分とはいえない²。そのため、法人向けサービスをめぐる政策対応を検討する際の前提として、法人向けサービスの実態把握を行う。

さらに、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及に係る責務のある日本電信電話株式会社（以下「NTT 持株」という。）のほか、国内の他の主要な電気通信事業者も積極的に研究開発に貢献していく役割を担っていくべきであり、グローバルな視点から、研究開発競争を促進することも重要である。そのための検討の前提として、研究開発競争の状況の把握を行う。

(2) 検証対象市場に係る競争状況等の分析

電気通信事業分野における検証対象市場について、本方針で定めた競争状況等に関する指標を定点的に観測し、その動向を継続的に分析する。

² 令和 2 年度検証においては、「IoT 向け通信サービス市場」を試行的に画定し実態把握を行った。

① 検証対象市場

検証対象市場（サービス範囲及び地理的範囲）の範囲は、**図表**のとおりとする。

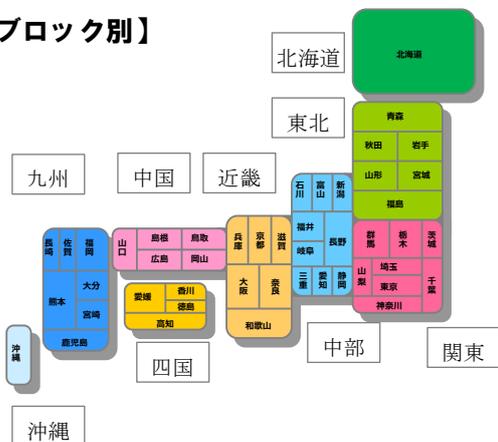
移動系通信市場については、通信サービスの用途等の差異に着目し、部分市場として携帯電話向け通信サービス市場及び通信モジュール市場をそれぞれ画定した上で、小売市場及び卸売市場の双方を検証対象市場とする。

固定系ブロードバンド市場については、通信サービスの速度面等に着目し、部分市場として固定系超高速ブロードバンド市場を、さらにその部分市場として FTTH 市場を画定した上で、固定系ブロードバンド市場の大部分を占める FTTH 市場については、小売市場及び卸売市場の双方を検証対象市場とする。

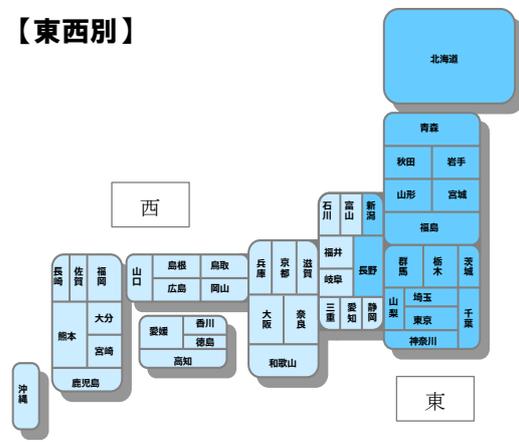
図表 検証対象市場

サービス範囲			地理的範囲
移動系通信	小売市場	移動系通信市場	全国
		携帯電話向け通信サービス市場 通信モジュール市場	
	卸売市場	移動系通信市場	全国
		携帯電話向け通信サービス市場 通信モジュール市場	
固定系通信	データ通信	固定系ブロードバンド市場	ブロック別
		固定系超高速ブロードバンド市場 FTTH 市場	
		ISP 市場	
	卸売市場	FTTH 市場	ブロック別
	通 音 声	小売市場	固定電話市場 050-IP 電話市場

【ブロック別】



【東西別】



② 定点的に観測する指標

各検証対象市場について、一定程度の市場シェアを持つ事業者数や市場シェアの変動の大きさなどから事業者間の競争状況を俯瞰的に分析するため、市場構造に関する指標を把握する。加えて、市場規模が拡大傾向にあるか縮小傾向にあるかによって、市場構造に関する指標の評価は異なりうるため、市場全体の動向に関する指標を把握する。また、市場に参入する事業者数などは、市場構造に関する指標には必ずしも現われてこないものの競争状況に影響するものであるため、事業者の動向に関する指標として把握する。さらに、各事業者の料金や事業者間の顧客の移動状況などは、市場構造に関する指標では捉えきれないものの競争の程度を表すものであるため、事業者のサービス間の代替性に関する指標を把握する。

各検証対象市場における市場構造に関する指標、市場全体の動向に関する指標、事業者の動向に関する指標及び事業者のサービス間の代替性に関する指標は、**別表1**～**別表4**のとおりである。ただし、市場検証の結果や市場環境の変化等を踏まえ、市場検証会議の学識経験者等からの助言も得つつ、本基本方針で定めたもの以外の指標についても、必要に応じて把握することとする。

なお、固定系ブロードバンド市場、固定系超高速ブロードバンド市場及びFTTH市場については、地理的範囲をブロック別として画定しているところ、必要に応じ、参考として、全国又は都道府県別に見た場合の指標も観測する。FTTH市場については、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）によるFTTHサービスの卸サービス（以下「サービス卸」という。）に着目した指標も観測する。

各種指標を観測するに当たっては、報告規則に基づく報告内容のほか、関係事業者等による公表データや関係事業者等へのアンケートの結果等を用いる。

また、事業者のサービス間の代替性に関する指標を補完するものとして、利用者アンケートを実施し、各事業者のサービスをどの程度代替的と捉えているか、どのようなサービスの利用意向を持っているかなど、報告規則に基づく報告内容等では確認できない利用者の認識・利用意向について把握を行う。利用者アンケートにおける具体的な質問項目については、各年度の年次計画において主な質問項目を定めた上で、市場検証会議の学識経験者等からの助言も得つつ、確定することとし、各年度の年次レポートにおいて、利用者アンケートの対象者及び設問を掲載することとする。

(3) 法人向けサービスの実態把握

法人向けサービスの実態把握においては、(2)の検証対象市場も含めた電気通信事業分野に係るサービスのうち、法人向けに提供されているものを

広く把握の対象とする。

法人向けサービスの実態把握として、法人向けサービスをめぐる市場画定の在り方を検討するとともに、競争の状況等を分析する際の観点や留意点を検討する。その過程では、新たに提供され始めたサービスを含め前広に把握し、市場画定の範囲や分析の際の観点・留意点を試行的に設定したうえで、競争の状況等の分析を試み、その分析結果も踏まえつつ、検討を行っていく。

法人向けサービスの実態把握に当たっては、試行的に設定した市場画定の範囲や分析の際の観点・留意点を前提として、分析に必要なデータ等を精査し、報告規則に基づく報告内容のほか、関係事業者等による公表データや関係事業者等へのヒアリング、アンケート等を活用することにより、分析に必要なデータ等を得ることとする。なお、各年度における実態把握の方針については、各年度の年次計画において定める。

(4) 研究開発競争の状況の把握

研究開発競争の状況の把握においては、(2)の検証対象市場も含めた電気通信事業分野に係る研究開発競争を広く把握の対象とする。

研究開発競争の状況の把握として、電気通信事業者の研究開発費の推移の傾向等について分析を行う。また、電気通信事業者における共同研究開発の現状や異業種連携の現状など研究開発に関する現状等を把握しつつ、研究開発競争の状況を把握するに当たっての観点や留意点について検討を行う。その際、単年度の動向のみではなく、中長期的な動向を把握していくことが必要である。

研究開発競争の状況の把握に当たっては、関係事業者等による公表データや関係事業者等へのヒアリング、アンケートの結果等を用いる。なお、各年度における状況の把握の方針については、各年度の年次計画において定める。

4 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

電気通信事業者の業務の適正性等に係る問題を早期に発見し、問題が深刻化する前に対処していくため、電気通信事業者の業務の適正性等の確認を継続的に行うことが重要である。

電気通信事業者の業務の適正性等の確認として、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等及びNTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等について、本方針で定めた確認項目を定点的に確認する。

本方針で定めた確認項目を確認するに当たっては、関係事業者等からの報告内容のほか、関係事業者等による公表データや関係事業者等へのヒアリング、アンケートの結果等を用いる。関係事業者等から報告を受ける具体的な内容や、関係事業者等へのヒアリング、アンケートにおける具体的な質問項目については、各年度の年次計画において確認に当たっての主な観点を定めた上で、市場

検証会議の学識経験者等からの助言も得つつ、確定することとする。

(1) 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）においては、第一種指定電気通信設備（以下「一種指定設備」という。）を設置する電気通信事業者（以下「一種指定事業者」という。）及び第二種指定電気通信設備（以下「二種指定設備」という。）を設置する電気通信事業者で営業収益について大きな市場占有率を占めること等により同法第 30 条第 1 項により指定された者を、市場支配力を有する電気通信事業者（以下「市場支配的事業者」という。）とした上で、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれのある当該電気通信事業者の行為を類型化し、あらかじめ禁止している。

市場支配的事業者による禁止行為規制の対象となる行為が行われる場合には、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあるため、市場支配的事業者による特定の者に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等について確認を行う。

固定系通信における確認対象者、確認項目及び確認方法は別表 5、移動系通信における確認対象者、確認項目及び確認方法は別表 6 のとおりである。なお、非公開会合で検証を行うに当たっては、検証の透明性を確保する観点から、可能な範囲でヒアリング結果や検証結果の概要の公表などを行う。

また、上記の確認と併せて、「NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」（令和元年 9 月改定。以下「サービス卸ガイドライン」という。）に基づき、NTT 東西のサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について、NTT 東西以外の主要な FTTH 事業者に対するアンケート等の実施を含めた確認を行う（確認対象者、確認項目及び確認手法は別表 7 のとおり。）。

(2) NTT グループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認

電気通信市場における公正有効競争の実現、NTT の巨大・独占性の弊害を可能な限り改善し、NTT の経営の向上を図る等の観点から、各種事業分離時や NTT 再編成時においては、その都度、公正競争条件が公表されてきた。

こうした累次の公正競争条件については、1990 年代後半以降の電気通信事業法改正等により制度整備が図られてきていることや、平成 4 年の移動体業務の分離以降の電気通信市場における環境変化の進展等を踏まえ、その維持の必要性は薄れたと考えられる出資比率の低下の条件を除き、引き続き、NTT グループ各社において遵守することが必要である。

こうした公正競争条件が NTT グループ各社において遵守されるよう、その

遵守状況について、継続的に確認を行う（確認項目及び確認手法は別表8のとおり）。

5 検証結果を踏まえた対応

「電気通信事業分野における市場動向の分析」により把握した市場の動向や、「電気通信事業者の業務の適正性等の確認」により把握した電気通信事業者の業務の適正性等に係る問題等を踏まえ、必要に応じて、電気通信事業法をはじめとする法令やガイドライン等を見直すなど、制度・施策等を見直しを実施することとする。

また、市場検証のプロセスで得られた知見等については、必要に応じて、他の研究会等に情報提供することとする。

別表1 移動系通信に係る検証対象市場（小売市場）

	市場構造に関する指標	市場全体の動向に関する指標	事業者の動向に関する指標	事業者のサービス間の代替性に関する指標
移動系通信市場	<ul style="list-style-type: none"> 事業者別シェア及び市場集中度の推移（全国） 	<ul style="list-style-type: none"> 契約数の推移（全国） 契約数の増加率の推移（全国） 3G・LTE・5G・PHS・BWA の各契約数の推移（全国） 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者数の推移（全国） 主要各社の売上高・営業利益・ARPU/ARPA の推移 	<ul style="list-style-type: none"> 主要各社の契約数の増減率の推移 主要各社の契約数の増加数・減少数の推移
携帯電話向け通信サービス市場	<ul style="list-style-type: none"> 事業者別シェア及び市場集中度の推移（全国） 	<ul style="list-style-type: none"> 契約数の推移（全国） 契約数の増加率の推移（全国） 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者数の推移（全国） 	<ul style="list-style-type: none"> 主要各社の契約数の増減率の推移 主要各社の契約数の増加数・減少数の推移 MNP の利用数の推移 料金プランの状況
通信モジュール市場	<ul style="list-style-type: none"> 事業者別シェア及び市場集中度の推移（全国） 	<ul style="list-style-type: none"> 契約数の推移（全国） 契約数の増加率の推移（全国） 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者数の推移（全国） 	<ul style="list-style-type: none"> 主要各社の契約数の増減率の推移 主要各社の契約数の増加数・減少数の推移 料金プランの状況

別表2 移動系通信に係る検証対象市場（卸売市場）

	市場構造に関する指標	市場全体の動向に関する指標	事業者の動向に関する指標	事業者のサービス間の代替性に関する指標
移動系通信市場	<ul style="list-style-type: none"> 最終利用者に提供する MVNO の卸元事業者別シェア及び市場集中度の推移（全国） 	<ul style="list-style-type: none"> MNO の全契約数に占める MNO の卸契約数の割合の推移 卸契約数（MNO 及び再卸事業者）の推移（全国） 卸契約数（MNO 及び再卸事業者）の増加率の推移（全国） 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者数（MNO 及び再卸事業者）の推移（全国） MNO の卸契約数に占めるグループ内 MVNO への卸契約数の割合の推移 	<ul style="list-style-type: none"> 主要各社の卸契約数の増減率の推移 主要各社の卸契約数の増加数・減少数の推移
携帯電話向け通信サービス市場	<ul style="list-style-type: none"> 最終利用者に提供する MVNO の卸元事業者別シェア及び市場集中度の推移（全国） 	<ul style="list-style-type: none"> MNO の全契約数に占める MNO の卸契約数の割合の推移 卸契約数（MNO 及び再卸事業者）の推移（全国） 卸契約数（MNO 及び再卸事業者）の増加率の推移（全国） 	—	<ul style="list-style-type: none"> 主要各社の卸契約数の増減率の推移 主要各社の卸契約数の増加数・減少数の推移
通信モジュール市場	<ul style="list-style-type: none"> 最終利用者に提供する MVNO の卸元事業者別シェア及び市場集中度の推移（全国） 	<ul style="list-style-type: none"> MNO の全契約数に占める MNO の卸契約数の割合の推移 卸契約数（MNO 及び再卸事業者）の推移（全国） 卸契約数（MNO 及び再卸事業者）の増加率の推移（全国） 	—	<ul style="list-style-type: none"> 主要各社の卸契約数の増減率の推移 主要各社の卸契約数の増加数・減少数の推移

別表3 固定系通信に係る検証対象市場（小売市場）

	市場構造に関する指標	市場全体の動向に関する指標	事業者の動向に関する指標	事業者のサービス間の代替性に関する指標
固定系ブロードバンド市場	<ul style="list-style-type: none"> 事業者別シェア及び市場集中度の推移（地域ブロック別） ※事業者別シェア及び市場集中度の推移（全国、都道府県別） 	<ul style="list-style-type: none"> 契約数の推移（地域ブロック別） 契約数の増加率の推移（地域ブロック別） ※契約数の推移（全国、都道府県別） ※契約数の増加率の推移（全国、都道府県別） 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者数の推移（地域ブロック別） 主要各社の売上高・営業利益・1契約数当たり売上高の推移 	<ul style="list-style-type: none"> 主要各社の契約数の増減率の推移 主要各社の契約数の増加数・減少数の推移
固定系超高速ブロードバンド市場	<ul style="list-style-type: none"> 事業者別シェア及び市場集中度の推移（地域ブロック別） ※事業者別シェア及び市場集中度の推移（全国、都道府県別） ※設備整備事業者数別の市区町村シェア（地域ブロック別） ※サービス提供事業者数別の市区町村シェア（地域ブロック別） 	<ul style="list-style-type: none"> 契約数の推移（地域ブロック別） 契約数の増加率の推移（地域ブロック別） ※契約数の推移（全国、都道府県別） ※契約数の増加率の推移（全国、都道府県別） 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者数の推移（地域ブロック別） 	<ul style="list-style-type: none"> 主要各社の契約数の増減率の推移 主要各社の契約数の増加数・減少数の推移
FTTH市場	<ul style="list-style-type: none"> 設備設置事業者別シェア及び市場集中度の推移（地域ブロック別） ※設備設置事業者別シェア及び市場集中度の推移（全国、都道府県別） ※サービス提供主体別シェア及び市場集中度の推移（全国） 	<ul style="list-style-type: none"> 契約数の推移（地域ブロック別） 契約数の増加率の推移（地域ブロック別） ※契約数（全国、都道府県別）の推移 ※契約数（全国、都道府県別）の増加率の推移 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者数の推移（地域ブロック別） 主要各社の売上高・営業利益・1契約数当たり売上高の推移 	<ul style="list-style-type: none"> 主要各社の契約数の増減率の推移 主要各社の契約数の増加数・減少数の推移 料金プランの状況
ISP市場	<ul style="list-style-type: none"> 事業者別シェア及び市場集中度の推移（全国） 	<ul style="list-style-type: none"> 契約数の推移（全国） 契約数の増加率の推移（全国） 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者数の推移（全国） 	<ul style="list-style-type: none"> 主要各社の契約数の増減率の推移 料金プランの状況
固定電話市場	<ul style="list-style-type: none"> 事業者別シェア及び市場集中度の推移（東西別） ※事業者別シェア及び市場集中度の推移（全国） ※OABJ-IP電話の事業者別シェア及び市場集中度の推移（全国） 	<ul style="list-style-type: none"> 契約数の推移（東西別） 固定電話の契約数におけるサービス別内訳の推移（東西別） 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者数の推移（東西別） 	<ul style="list-style-type: none"> 主要各社の契約数の増減率の推移 料金プランの状況
050-IP電話市場	<ul style="list-style-type: none"> 事業者別シェア及び市場集中度の推移（全国） 	<ul style="list-style-type: none"> 050-IP電話の利用番号数の推移（全国） 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者数の推移（全国） 	<ul style="list-style-type: none"> 主要各社の契約数の増減率の推移 料金プランの状況

※斜体で記載しているものは、参考として観測する指標である。

別表4 固定系通信に係る検証対象市場（卸売市場）

	市場構造に関する指標	市場全体の動向に関する指標	事業者の動向に関する指標	事業者のサービス間の代替性に関する指標
FTTH 市場	<ul style="list-style-type: none"> 卸契約数における事業者別シェア及び市場集中度の推移（地域ブロック別） ※卸契約数における事業者別シェア及び市場集中度の推移（全国、都道府県別） ※光ファイバ回線の設備シェアの推移（全国、地域ブロック別、都道府県別）	<ul style="list-style-type: none"> 卸契約数の推移（地域ブロック別） 卸契約数の増加率の推移（地域ブロック別） ※卸契約数の推移（全国、都道府県別） ※卸契約数の増加率の推移（全国、都道府県別）	<ul style="list-style-type: none"> 事業者数の推移（地域ブロック別） 	<ul style="list-style-type: none"> 主要各社の卸契約数の増減率の推移 主要各社の卸契約数の増加数・減少数の推移
(サービス卸関係)	—	<ul style="list-style-type: none"> NTT東西のFTTH契約数におけるサービス卸契約数の割合の推移(NTT東西合計、NTT東西別) サービス卸の契約数の推移(全国、地域ブロック別、都道府県別) サービス卸の契約数の増加率の推移(全国、地域ブロック別、都道府県別) 	<ul style="list-style-type: none"> サービス卸の卸先事業者数(NTT東西合計、NTT東西別) サービス卸の契約数に占めるNTTグループへの卸契約数の割合の推移 サービス卸の契約数における卸先事業者形態別シェアの推移 	—

※斜体で記載しているものは、参考として観測する指標である。

別表5 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認における確認対象者、確認項目及び確認手法（固定系通信）

確認対象者	確認項目	確認方法
<p>(1) 一種指定設備に係る市場支配的事業者</p>	<p>① 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報の目的外利用・提供が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 講じた措置及びその実施状況等については、市場支配的事業者からの報告及びヒアリング等を通じて確認。ヒアリングについては、必要に応じて、市場検証会議において実施（保密の観点から必要であれば非公開で実施）。
	<p>② 電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当な差別的取扱い等が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況並びに不当な差別的取扱い等の有無を検証するための情報等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 講じた措置及びその実施状況等については、市場支配的事業者からの報告及びヒアリング等を通じて確認。ヒアリングについては、必要に応じて、市場検証会議において実施（保密の観点から必要であれば非公開で実施）。
	<p>③ 電気通信事業者に対し、その業務について、不当な規律・干渉が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況並びに不当な規律・干渉の有無を検証するための情報等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不当な差別的取扱い等の有無を検証するための情報については、市場支配的事業者からの報告等を通じて確認。
	<p>④ 一種指定設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守等について特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱わないように講じた措置及びその実施状況並びに不利な取扱いの有無を検証するための情報等</p>	
	<p>⑤ 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱わないように講じた措置及びその実施状況並びに不利な取扱いの有無を検証するための情報等</p>	
	<p>⑥ 一種指定事業者の業務を受託した子会社等において、当該業務に関して、①から⑤までの行為が行われないよう講じた措置及びその実施状況並びに①から⑤までの行為の有無を検証するための情報等</p>	
<p>(2) 上記(1)の契約の相手先³</p>	<p>① (1)の事業者との間の電気通信業務に関する契約及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 契約の内容については、契約の相手先に対するアンケート等を通じて確認。

³ 一定規模以上の電気通信事業者。

(3) 上記(1)・(2)の競争事業者 ⁴ 等	① (1)の市場支配的事業者による接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供が疑われる事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 禁止行為規制に反する行為が疑われる事例については、競争事業者に対するアンケート・ヒアリング等を通じて確認。 ・ 必要に応じて、競争事業者から、不当な差別的取扱い等の有無を検証するための情報の提供を受け、当該情報も踏まえて確認。
	② 電気通信役務又は電気通信役務の提供以外の業務に関し、(1)の市場支配的事業者のグループ内の電気通信事業者又は特定の電気通信事業者に対する不当な優遇が疑われる事例	
	③ (1)の市場支配的事業者による他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉が疑われる事例	
	④ その他禁止行為規制に係る制度上の課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他禁止行為規制に係る制度上の課題等については、競争事業者のほか、関係事業者等に対するアンケート・ヒアリング等を通じて確認。

⁴ 一定規模以上の電気通信事業者（各地域のCATV事業者等を含む。）。

別表 6 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認における確認対象者、確認項目及び確認手法（移動系通信）

確認対象者	確認項目	確認方法
(1) 二種指定設備に係る市場支配的事業者	① 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た接続関連情報の目的外利用・提供が行われなくするために講じた措置及びその実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> 講じた措置及びその実施状況等については、市場支配的事業者からの報告及びヒアリング等を通じて確認。ヒアリングについては、必要に応じて、市場検証会議において実施（保秘の観点から必要であれば非公開で実施）。
	② 電気通信業務について、特定関係法人に対し、不当な優先的取扱い等が行われなくするために講じた措置及びその実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> 講じた措置及びその実施状況等については、市場支配的事業者からの報告及びヒアリング等を通じて確認。ヒアリングについては、必要に応じて、市場検証会議において実施（保秘の観点から必要であれば非公開で実施）。 不当な優先的取扱い等の有無を検証するための情報については、市場支配的事業者からの報告等を通じて確認。
(2) 上記(1)の特定関係法人	① (1)の事業者と特定関係法人との間の電気通信業務に関する契約及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約の内容（他事業者と(1)の事業者又は特定関係法人との間に提供条件に差がある場合はその理由）	<ul style="list-style-type: none"> 契約の内容については、特定関係法人に対するアンケート等を通じて確認。
(3) 上記(1)・(2)の競争事業者 ⁵ 等	① (1)の市場支配的事業者による接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供が疑われる事例	<ul style="list-style-type: none"> 禁止行為規制に反する行為が疑われる事例については、競争事業者に対するアンケート・ヒアリング等を通じて確認。
	② 電気通信役務又は電気通信役務の提供以外の業務に関し、(1)の市場支配的事業者のグループ内の電気通信事業者又は特定の電気通信事業者に対する不当な優先的取扱い等が疑われる事例	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、競争事業者から、不当な優先的取扱い等の有無を検証するための情報の提供を受け、当該情報も踏まえて確認。
	③ その他禁止行為規制に係る制度上の課題等	<ul style="list-style-type: none"> その他禁止行為規制に係る制度上の課題等については、競争事業者のほか、関係事業者等に対するアンケート・ヒアリング等を通じて確認。

⁵ 一定規模以上の電気通信事業者（各地域のCATV事業者等を含む。）。

別表7 サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等についての確認対象者、確認項目及び確認手法

確認対象者	確認項目	確認方法
(1)NTT 東西	<ul style="list-style-type: none"> ① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い ⑩ 事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西からの届出契約内容、NTT 東西からの報告等に基づき確認。
(2)NTT 東西以外の主要な FTTH 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記①～⑩のうち NTT 東西以外の事業者にも確認すべき項目 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な FTTH 事業者に対するアンケート等を通じて確認。

別表8 NTT グループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認についての確認項目及び確認手法

公正競争条件	確認項目 ⁶	確認手法
①NTT 東西によるネットワークの公平な提供	<ul style="list-style-type: none"> NTT 東西は、回線提供を行う際、NTT ドコモ、NTT コム及びNTT データを不当に有利に扱うことがないよう、これらとの接続条件を他の電気通信事業者と同等としているか。 	<ul style="list-style-type: none"> NTT グループから報告された内容等を通じて確認。
②各種取引条件等の公平性の担保	<ul style="list-style-type: none"> NTT 持株又はNTT 東西とNTT ドコモ又はNTT データとの間において行われる取引を通じて、NTT 持株又はNTT 東西からの補助が行われていないか。 また、NTT 東西とNTT ドコモ、NTT コム、NTT データ又はNTT コムウェアとの間において行われる取引条件（局舎等の使用、工事・保守の受委託等）について、他の電気通信事業者と同等となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> NTT グループから報告された内容等を通じて確認。
③在籍出向及び役員兼任の禁止	<ul style="list-style-type: none"> NTT 持株又はNTT 東西とNTT ドコモ又はNTT データとの間、NTT 東西とNTT コムとの間で、出向形態による人事交流は行われていないか。 NTT 東西とNTT ドコモ又はNTT コムとの間の役員兼任が行われていないか。 	<ul style="list-style-type: none"> NTT グループから報告された内容等を通じて確認。
④独立した営業部門の設置	<ul style="list-style-type: none"> NTT コムは、NTT 東西との間で独立した営業部門を設置しているか。 利用者の利便性維持のためにNTT 東西が、NTT コムの販売業務を受託する場合には、その条件は他の電気通信事業者との間のものと同じとなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> NTT グループから報告された内容等を通じて確認。
⑤顧客情報その他の情報の公平な提供	<ul style="list-style-type: none"> NTT 東西とNTT コムとの間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同じとされているか。 	<ul style="list-style-type: none"> NTT グループから報告された内容等を通じて確認。
⑥共同資材調達への扱い	<ul style="list-style-type: none"> 「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」（令和2年8月）に基づいた措置を実施しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> NTT グループから報告された内容等を通じて確認。
⑦研究開発成果の公平な開示等	<ul style="list-style-type: none"> NTT 持株又はNTT 東西が、NTT ドコモ、NTT コム、NTT データ又はNTT コムウェアに対して行う研究成果に係る情報の開示の条件は、他の電気通信事業者に対するものと同等とされているか。 	<ul style="list-style-type: none"> NTT グループから報告された内容等を通じて確認。

⁶ NTT グループにおける自主的な取組として公表されている公正競争条件も含め、各社毎の条件の概観把握を目的に、項目毎の概要を整理したもの。

具体的な公正競争条件については、以下のとおり。

- ・データ通信事業の分離について（1988年4月日本電信電話株式会社報道発表）
- ・日本電信電話株式会社の移動体業務の分離について（1992年4月郵政省報道発表）
- ・ソフトウェア関連業務の事業化について（1997年3月日本電信電話株式会社報道発表）
- ・日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針（1997年12月郵政省告示）